

遠賀町人権教育・啓発基本計画

令和7年3月

遠 賀 町

はじめに

日本国憲法では、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない、侵すことができない永久の権利として与えられることを保障されています。

本町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、2010（平成22）年に「遠賀町人権教育・啓発基本計画」を策定し、2015（平成27）年に改訂を行いました。その計画をもとに町民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、さらなる関心を高め、それぞれの課題の解決に向けて、家庭・学校・地域・人権推進団体等との連携及び協力をより一層深められるよう、推進してまいりました。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、策定当時と比べ社会情勢が大きく変化し、人権課題はますます多様化し、複雑化しています。本町はこれらの人権を取り巻く状況の変化を踏まえ、さまざまな人権課題に対応するため、2024（令和6）年に町民意識調査を行い、「遠賀町人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。この計画は、教育・啓発を通じて、人権の大切さを広め、すべての人が自分の人権を理解し、他者の権利を尊重することを目的としています。

今後は、この計画を遠賀町の人権教育・啓発の方針として「すべての人が自分らしく幸せに暮らし、互いの人権を尊重するまちづくり」に向け、取り組みを進めてまいります。

終わりに、本基本計画の策定に際し、アンケート調査等にご協力いただいた町民の皆様並びに関係各位に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

遠賀町長 古野 修

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1. 背景.....	1
2. 趣旨.....	4
3. 計画の策定体制.....	5
4. 「町民意識調査」からの課題整理	6
第2章 基本計画の目標と体系.....	13
1. 基本計画の目標.....	13
2. 人権教育・啓発の基本的な考え方.....	13
3. 施策の体系.....	15
第3章 基本計画の総合的な推進.....	16
1. 人権教育・啓発の推進.....	16
第4章 人権課題に対する施策の推進	19
1. 同和問題	19
2. 女性に関する問題	25
3. 子どもに関する問題.....	29
4. 高齢者に関する問題.....	33
5. 障がいのある人に関する問題.....	36
6. 外国人に関する問題.....	39
7. 性的マイノリティに関する問題.....	42
8. インターネットによる人権侵害.....	46
9. さまざまな人権問題.....	47
第5章 基本計画の推進に向けて.....	51
1. 推進体制	51
2. 計画の進行管理・評価改善	51

1. 背景

(1) 国における取り組み

我が国では、1947（昭和 22）年にすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法が施行され、以後世界的な人権尊重の流れの中で国際人権規約をはじめとする人権関係条約に批准・加入し、人権尊重の社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決のため、1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法制定を経て 33 年間にわたり特別対策が推進され、物的な基盤整備は着実に成果を上げ、格差は大きく改善されました。また、さまざまな人権課題についても、国際社会の動きを踏まえ、関連する法律改正や取り組みが行われました。

2000（平成 12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、必要な措置を講ずることを目的として定められています。これに基づき、2002（平成 14）年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も、人権に関係する諸法律が制定されています。2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の人権に関する法律が相次いで施行されました。また、2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）」が施行、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が改正、施行されました。さらに、2023（令和 5）年より「こども基本法」の施行、「改正障害者差別解消法」の施行による事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化、「性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{※1}の多様性に関する国民理解の増進に関する法律」の施行など、個別の人権課題の解消に向けた法整備が積極的に進められています。

※1 ジェンダーアイデンティティ

性自認と訳され、自分のジェンダーをどのように認識しているかを表す概念
男性や女性だけでなくそれ以外のこともある
生まれ持った身体的性別と一致する場合もそうでない場合もある

(2) 福岡県の取り組み

福岡県では、1998（平成 10）年には、「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定し、啓発冊子の作成、人権教育指導者養成プログラム等の配布、人権・同和教育及び啓発担当者の研修等を行ってきました。

また、この「県行動計画」と「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けて、2003（平成 15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」（以下、「基本指針」という）を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための諸施策が実施されてきました。個別の人権問題の解決に向けた法整備も進み、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネット上の人権侵害などの人権問題が新たに顕在化する中で、社会状況の変化を踏まえ、2018（平成 30）年に「基本指針」が改定されました。

2019（平成 31 年）には、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規程を新たに加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、県民への周知を啓発冊子やポスター、各種研修、講演会等を行っています。

また、2016（平成 28）年「障害者差別解消法」の施行に伴い、本県では、職員対応要領を策定し、障がいのある方に対する差別解消に向けて必要な事項を定め、その周知を図ってきました。

ヘイトスピーチに関しては、「ヘイトスピーチ解消法」を受け、同法の周知とともに啓発CM制作や啓発チラシの作成を行い、ヘイトスピーチの解消に向け、啓発の充実を図っています。

子どもをめぐる課題である「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 2013（平成 25）年に制定されてから、現在は第 2 期「子どもの貧困対策推進計画」（2021（令和 3）年～2025（令和 7）年までの 5 年間）を作成し、人権問題解決のための取り組みを進めています。

(3) 遠賀町の取り組み

遠賀町では、目指すまちの将来像を「まちがつながり ひとつつながる 未来へつなぐ遠賀町」とし、計画期間を2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間とする「第6次遠賀町総合計画」（以下、「総合計画」という）を策定しました。「総合計画」が目指すまちの将来像を実現するための施策のひとつとして「人権への正しい理解の啓発」に取り組んでいるところです。

これまで、本町では、1965（昭和40）年の国の同和対策審議会答申を踏まえた取り組みを進めるとともに、1977（昭和52）年には遠賀町同和対策審議会が設置され、1979（昭和54）年に同和問題に関する町民意識調査、1981（昭和56）年に明るく住みよい遠賀町づくりのためのアンケート調査と二度の意識調査を実施し、1982（昭和57）年に答申が出されました。

この答申をはじめ、後年に続く国の人権に関する提言や施策に沿って、人権教育・啓発の方向性を模索しながら、人権啓発映画や講演会、地区懇談会、町職員への人権研修などを実施してきました。

特に、1985（昭和60）年には法務省から人権モデル地区の指定を受け、年間を通して座談会25回、地区懇談会7地区、講演会13回を行うなどの取り組みを行いました。これは、その後の町の人権教育・啓発への礎となりました。

また、1977（昭和52）年には、行政をはじめ町内の学校、企業や各種団体に構成する遠賀町同和教育研究協議会を発足させ、同和問題の解決に向けた全町民一体の活動を始めました。同協議会は、1988（昭和63）年に、行政と民間を中心とした遠賀町同和教育推進協議会（現：遠賀町人権教育推進協議会）と教育関係者を中心とした遠賀町学校同和教育研究協議会（現：遠賀町学校人権教育研究協議会）に再編し、国・県の動きに歩調を合わせながら関係諸団体との連携を図り、人権・同和問題の解決に向け、教育・啓発に関する提言や啓発冊子の発行、人権・同和教育の実践及び検証などさまざまな取り組みを進めてきました。

1996（平成8）年の「地域改善対策協議会意見具申」を機に“偏見や固定観念が差別の根底にある”ということ踏まえ同和問題だけでなく、女性問題、子どもの人権問題などの講演等にも積極的に取り組んできました。2000（平成12）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定は、同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とそれまでの手法への評価を踏まえ、あらゆる人権についての教育・啓発を進めていくことの契機となりました。現在は、この考えのもと、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めています。

学校では、「人権の花ひまわり」運動を小学校の輪番で実施し、中学校では「人権作文」に取り組むなど、小・中学校と連携した取り組みを進めています。

さらに、町学校人権教育研究協議会では小・中学校、保育所、幼稚園が連携して研修会の企画・運営を行い、全教職員が参加して人権意識の向上に努めています。

心理的な差別解消に向けた講演会等の教育・啓発だけでなく、女性・子ども・障がいのある人・高齢者などそれぞれの課題解決に向けた計画を整備し、施策の展開を図っています。

2. 趣旨

(1) 基本計画の趣旨

これまで人権課題の解決のために、偏見・差別のない、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、さまざまな人権教育や啓発を実施してきました。しかしながら、今日に至っても同和問題、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに対する人権侵害や社会的弱者と呼ばれる人たちへの差別が存在しています。

また、近年では、インターネットによる誹謗中傷や新型コロナウイルスによる差別、性的マイノリティに関する人権問題など新たな人権問題も発生しています。この度、計画策定から10年が経過し、このような課題や価値観が多様化する社会においては、一層効果的な取り組みが求められるとともに、町民ニーズや地域の実情に即した施策の展開が必要とされています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。今回、遠賀町の実情を把握するために2024（令和6）年度に「人権及び男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。この意識調査を基に、遠賀町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な考え方や方向性を示したものが本基本計画です。

(2) 基本計画の期間

本基本計画は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までを計画期間とし、実施の内容については国内外の状況や動向に応じて見直しを行うものとします。

3. 計画の策定体制

(1) 人権教育・啓発基本計画策定のための町民意識調査

本計画の策定に先立ち、町民の人権問題に関する意識や人権教育・啓発施策などについての意見や要望などを把握するために、「人権及び男女共同参画に関する町民意識調査」（以下、「今回調査」という。）を実施しました。

●今回調査の実施概要

調査対象	町内在住の満 18 歳以上の男女から無作為抽出した 1,500 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	2024（令和6）年6月5日～6月24日
回収結果	有効回答数 598（回答率 39.9%）

(2) 遠賀町人権教育推進協議会における意見聴取

本計画の策定にあたっては、幅広い視点から計画に対する意見や提言を得るため、各種団体代表などで構成する「遠賀町人権教育推進協議会」において、調査票や素案についての意見を諮りました。

(3) 職員ワーキングチームにおける協議

町民意識調査票案や計画素案の検討を行うため、関係各課で構成される遠賀町人権教育・啓発推進ワーキングチーム会議を設置し、協議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

2024（令和6）年12月～2025（令和7）年1月に、計画案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

4. 「町民意識調査」からの課題整理

(1) 関心のある人権問題

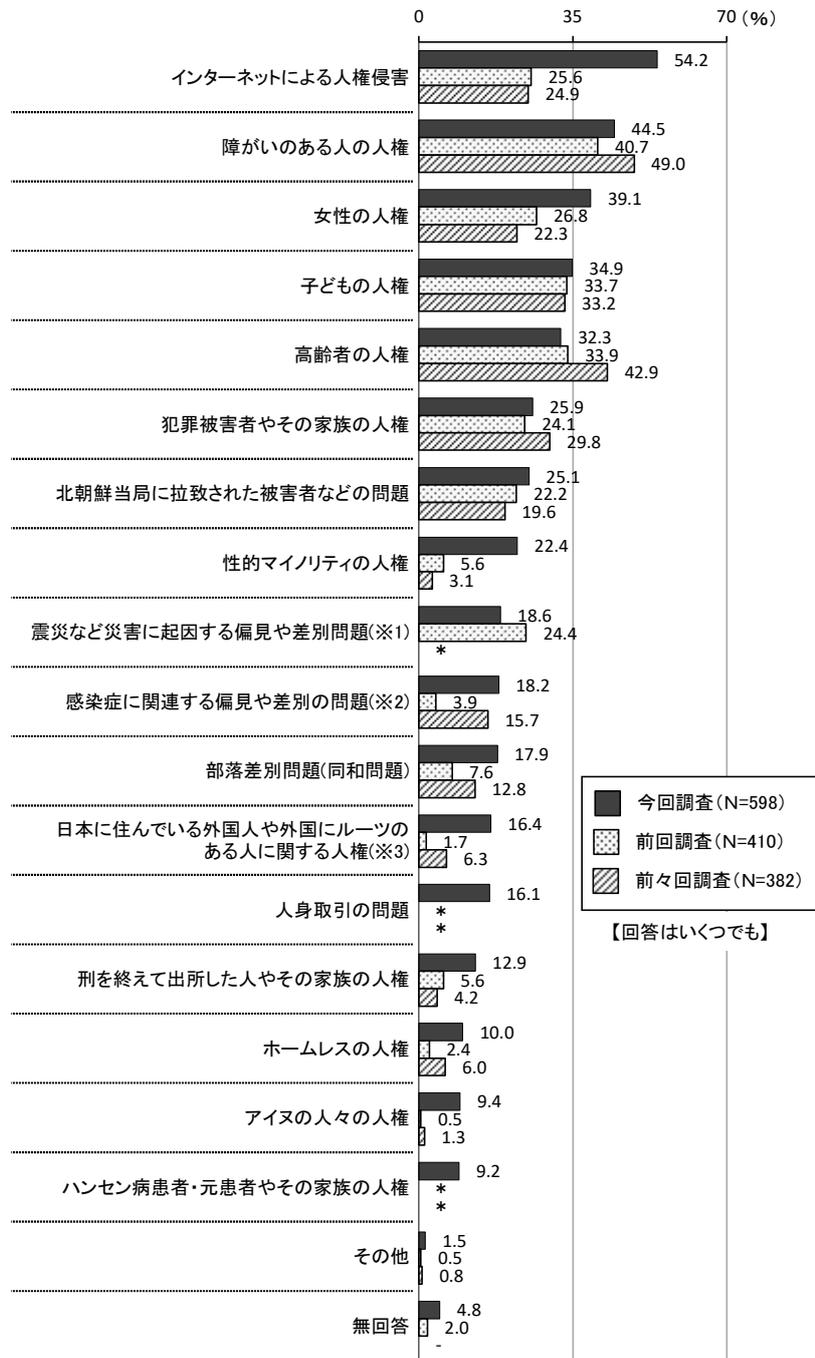
関心のある人権問題としては、「インターネットによる人権侵害」が 54.2%と最も高く、「障がいのある人の人権」44.5%、「女性の人権」39.1%、「子どもの人権」34.9%、「高齢者の人権」32.3%などが続いています。

平成 19 年 11 月と平成 25 年 8 月に実施された調査（以下、「前々回調査」「前回調査」という）は、取り組まなければならないと思う人権問題として回答は 3 つまでとしたため、正確な比較はできませんが、「インターネットによる人権侵害」が大幅に増加しており、インターネットや SNS の普及に伴って、インターネット上での人権侵害への関心も高まっているものと思われます。

また、「女性の人権」「性的マイノリティの人権」も増加しており、ジェンダーやセクシュアリティに関わる問題への関心が高まっていることがうかがえます。

令和 3 年 7 月に実施された福岡県の「人権問題に関する県民意識調査」（以下、「福岡県調査」という）と比べると、同程度の割合の項目も多いですが、「障がいのある人の人権」「女性の人権」「感染症に関連する偏見や差別の問題」「部落差別問題（同和問題）」「日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する人権」「ホームレスの人権」「ハンセン病患者・元患者やその家族の人権」など福岡県調査と比べて関心の割合が低い項目も多いので、これらの人権問題に関する意識を低下させない取り組みが必要となっています。

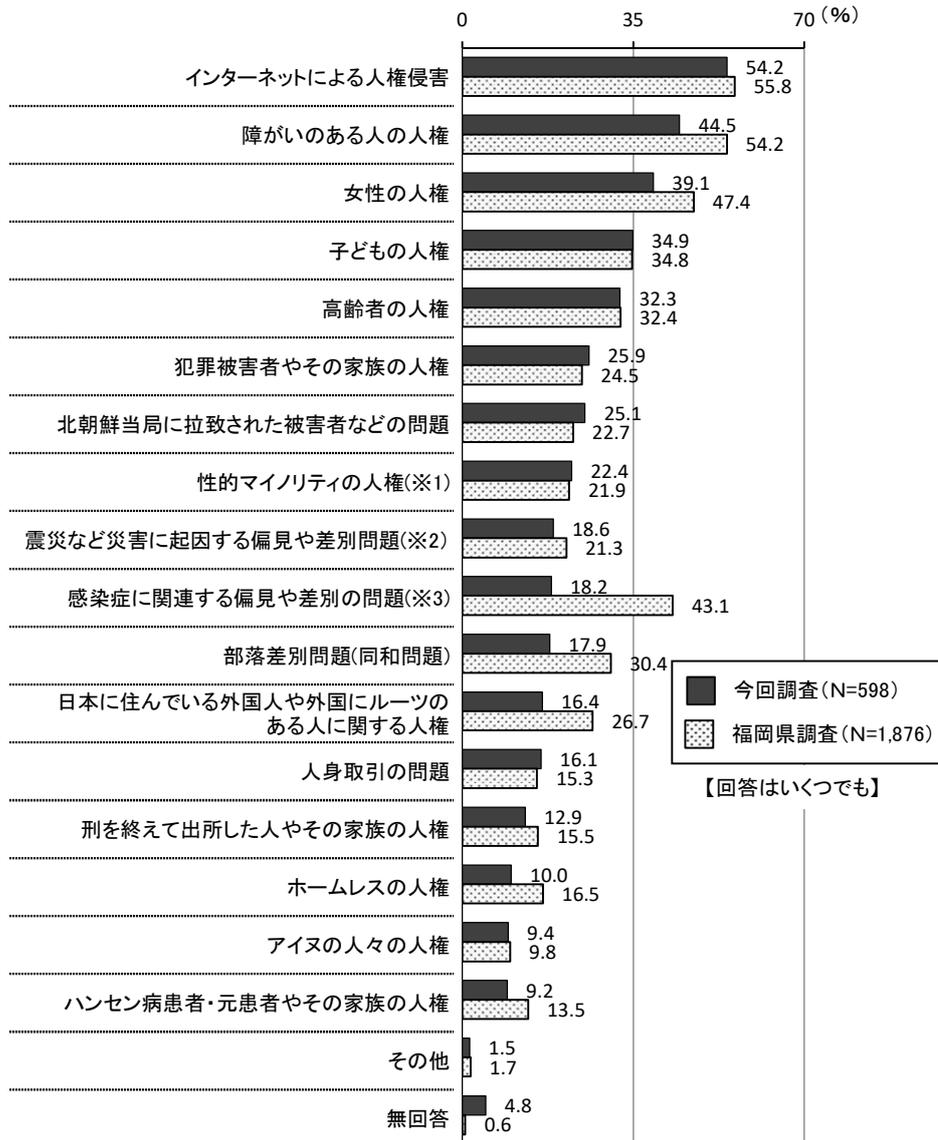
図表1 関心のある人権問題 [全体] (前回・前々回調査比較)



※1 前回調査は「東日本大震災に起因する人権問題」
 ※2 前回・前々回調査は「HIV感染者やハンセン病患者等の人権」
 ※3 前回調査は「外国人の人権」、前々回調査は「在日外国人の人権」
 * 前回・前々回調査ではなかった項目

資料：2007(平成19)年 遠賀町人権意識調査
 2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
 2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表2 関心のある人権問題 [全体] (福岡県調査比較)



※1 福岡県調査は「性的少数者に関する問題」

※2 福岡県調査は「原発事故による放射線被ばく風評被害に関する問題」

※3 福岡県調査は「新型コロナウイルス感染症による人権侵害に関する問題」

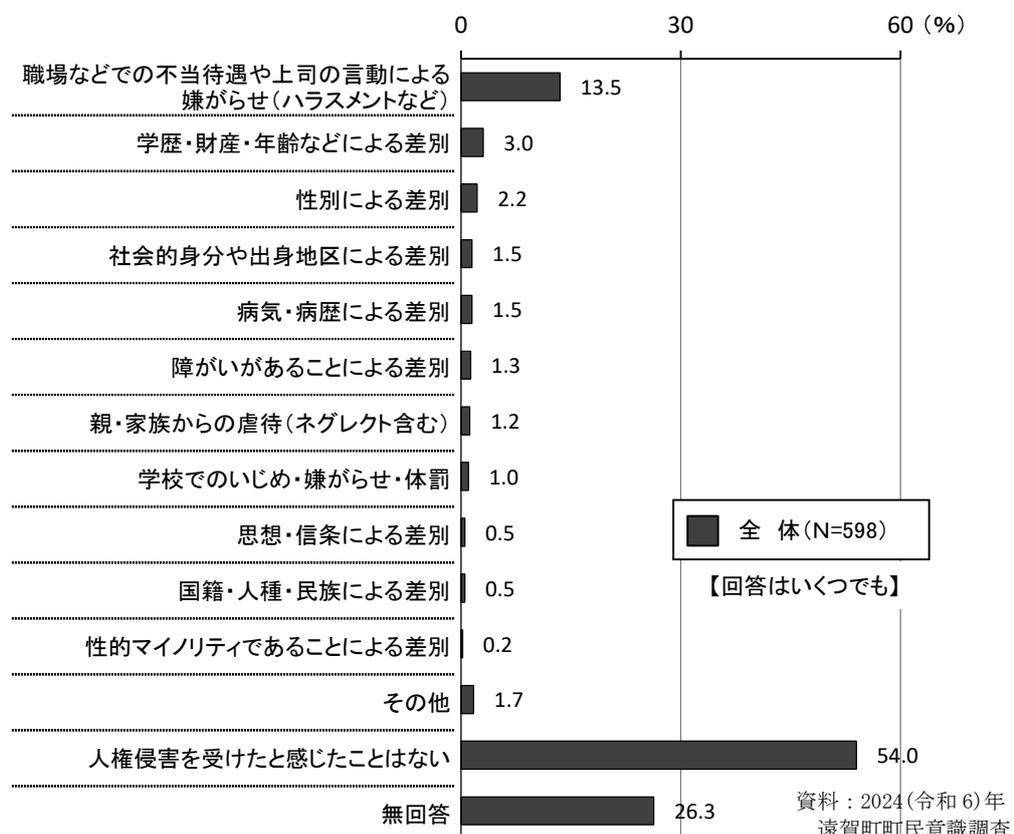
資料：2021(令和3)年 福岡県人権問題に関する県民意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 受けたことのある人権侵害と人権侵害を受けた時の対応

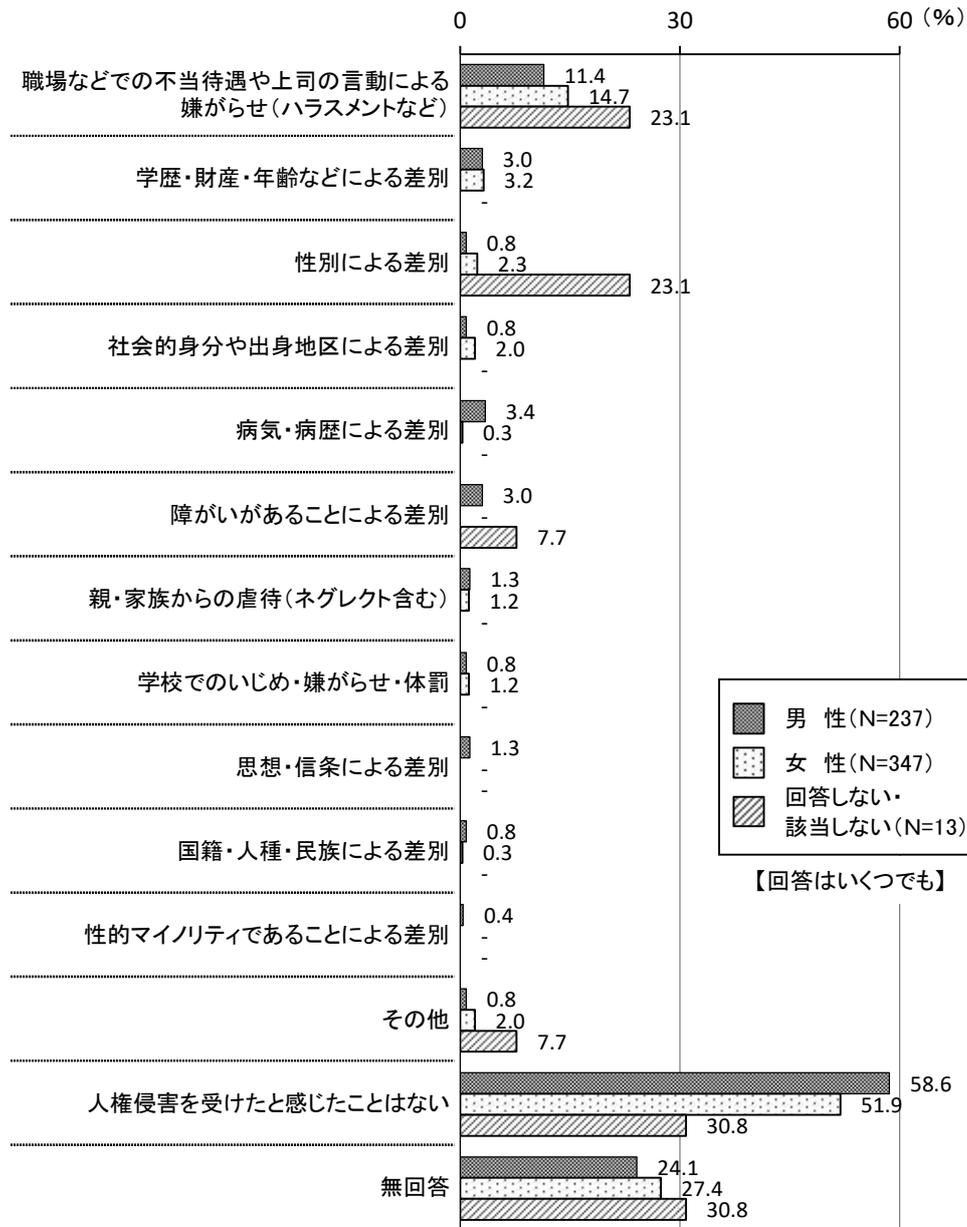
過去5年間で受けた人権侵害については、「人権侵害を受けたと感じたことはない」が54.0%、無回答が26.3%と高くなっていますが、「職場などでの不当待遇や上司の言動による嫌がらせ（ハラスメントなど）」を13.5%の人が受けたと感じています。人権侵害を受けたとする割合は、男性が17.3%、女性が20.7%、性別を回答しない・該当しないと答えた人が38.4%となっています。性別を回答しない・該当しないと答えた人がどのような理由で回答しなかったかは定かではありませんが、「性別による差別」が23.1%と高いことなどから、性自認や性別違和に関連して不当な扱いを受けていることが考えられます。性的マイノリティについては近年急速に認知されるようになった一方で、誤った知識や偏見が広がっている側面もあり、対策が必要です。

人権侵害を受けた際の対応としては、「何をしてもむだだと思い、がまんした」が39.8%で最も高く、「今後に影響すると思い、がまんした」27.1%となっており、人権侵害を受けてもがまんした人が多くなっています。「家族または友人・知人に相談した」22.9%、「相手に直接抗議した」17.8%、「職場や学校の窓口に相談した」15.3%など、相談や抗議をした人もいますが、「どこに相談したらいいかわからず、がまんした」が12.7%おり、公的な窓口に相談した人は少なく、相談しやすい窓口の整備や町民への相談窓口の周知が必要です。

図表3 受けたことのある人権侵害 [全体]

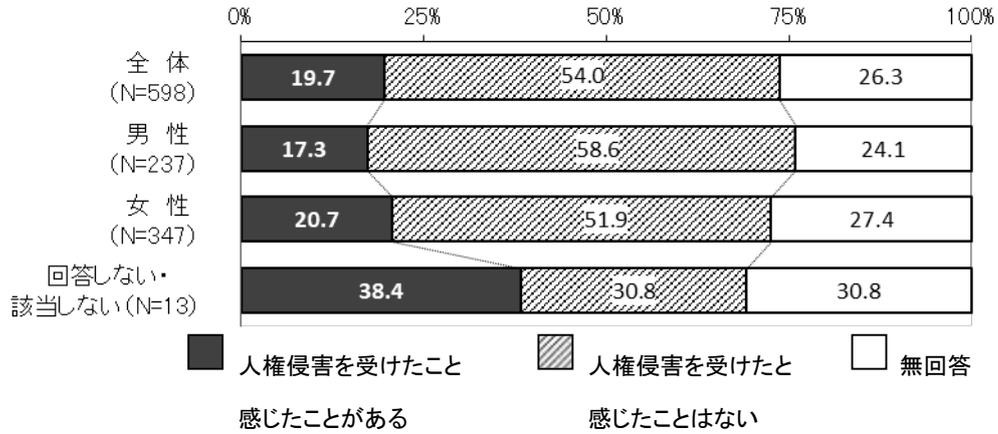


図表4 受けたことのある人権侵害 [性別]



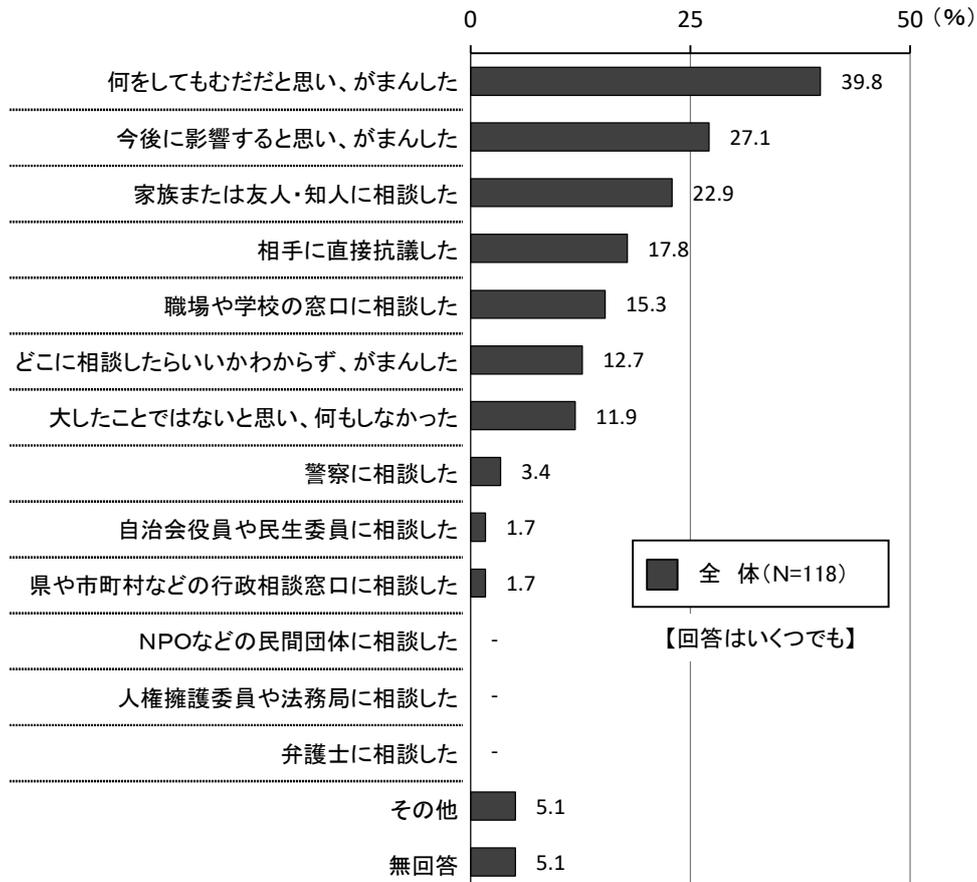
資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表5 受けたことのある人権侵害 [全体・性別]



資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表6 人権侵害を受けた時の対応 [全体]



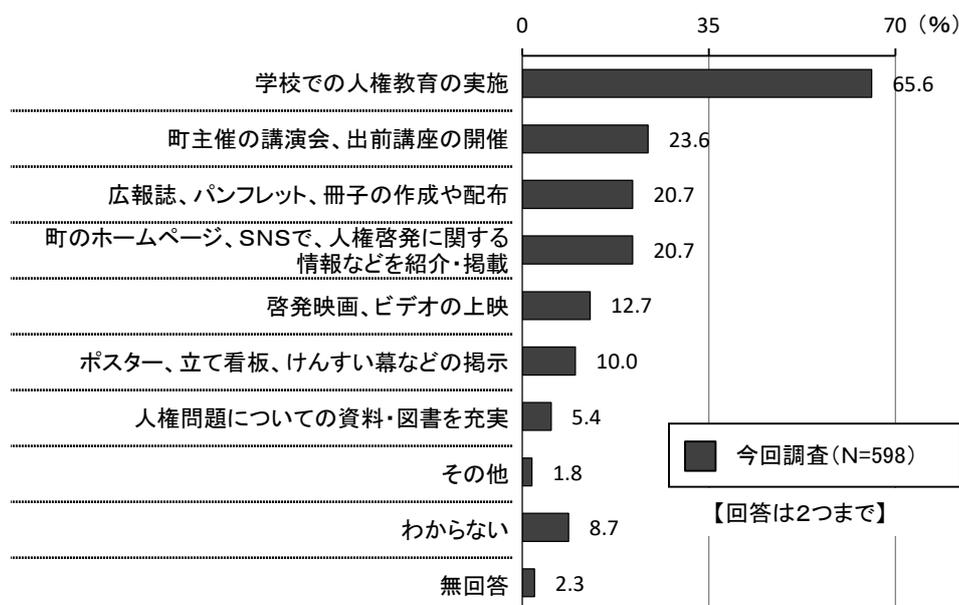
資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(3) 人権教育・啓発について

人権問題について理解を深めるために、どのような方法が有効だと思うかについては、「学校での人権教育の実施」が65.6%で最も高くなっています。それに続く「町主催の講演会、出前講座の開催」「広報紙、パンフレット、冊子の作成や配布」「町のホームページ、SNSで、人権啓発に関する情報などを紹介・掲載」はいずれも2割台であり、人権問題への理解を深めるにあたって学校での人権教育への期待が非常に高いことがうかがえます。人権に関する問題は非常に幅が広く、内容は多岐にわたっており、教育活動全体にわたって体系的、計画的に人権教育を進めることが必要です。また、自分自身の人権が侵害された場合にどのような相談窓口があり、どのような対応が可能であるかなど、実践的な内容についても学べるように努めます。

さらに、すでに学校教育を修了した町民に対しても、継続的に人権学習の機会を提供する必要があります。今回調査でも学校教育のほかに「町主催の講演会、出前講座の開催」「広報紙、パンフレット、冊子の作成や配布」「町のホームページ、SNSで、人権啓発に関する情報などを紹介・掲載」などが有効な方法として挙げられています。講演会や講座の開催、広報紙やホームページでの広報を行うにあたっては、今回調査の結果を活用し、対象や内容を検討することで、啓発活動をより効果的なものにするように努めます。

図表7 人権問題について理解を深めるための有効な方法 [全体]



資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

1. 基本計画の目標

人権教育・啓発があらゆる場や機会で行われることとし、さまざまな人権問題について自身や身近な人の問題として理解を深め、互いに尊重し合える行動をとることができるよう、この基本計画の目標を次のように掲げます。

【基本計画の目標】

すべての人が自分らしく幸せに暮らし、
互いの人権を尊重するまちづくり

2. 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権の定義について、2002（平成14）年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」とされています。言い換えると、人権とは誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きていくための権利です。それは例えば、衣食住が満たされていること、安全であること、自由に発言や行動できること、自分の能力を発揮できることなどです。他人や社会から自分の生活を侵害されず、人として生きていくことの権利です。

ただ、自分の人権ばかりを主張して他人の人権を顧みないということには留意する必要があります。お互いに人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが求められます。

人権教育・啓発を行い、一人ひとりが、「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」等について正しい認識を持つことが必要です。また、人権教育・啓発を行っていくうえで注意しなくてはならないことは、「自分は差別していない」「関わり合いがない」「興味が無い」という意識です。人権問題は「誰かのこと」ではありません。いかに自分自身

の問題として関心を持ってもらうかという視点で考える必要があります。どこでも誰でも人権が大切にされる社会、みんなが幸せに安心して自分らしく生きることができる社会になることが人権教育・啓発の目標です。

3. 施策の体系

すべての人が自分らしく幸せに暮らし、互いの人権を尊重するまちづくり

(1) 就学前教育における人権教育の推進
 (2) 学校教育における人権教育の推進
 (3) 家庭や地域における人権教育・啓発の推進
 (4) 行政における人権教育・啓発の推進
 (5) 企業における啓発の推進
 (6) 相談窓口・支援体制の啓発

1. 同和問題

- (1) 学校における同和問題に対する教育
- (2) 住民に対する同和問題の啓発
- (3) 企業に対する同和問題の啓発

2. 女性に関する問題

- (1) 男女共同参画の意識づくり
- (2) 男女がともに活躍できる社会環境づくりへの啓発
- (3) 女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメント防止の啓発

3. 子どもに関する問題

- (1) 子どもの人権教育・心の教育
- (2) 児童虐待やいじめを防止・未然に防ぐための教育・啓発
- (3) 子どもの人権を守り、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成

4. 高齢者に関する問題

- (1) 高齢者がいきいきとした暮らしを実現するための啓発
- (2) 認知症に対する町民の正しい理解の促進
- (3) 安全・安心な生活環境を守るための啓発

5. 障がいのある人に関する問題

- (1) 自立と社会参加の促進、啓発
- (2) 障がい者差別の解消と権利擁護の推進
- (3) 地域社会の中で障がいのある人を支援し、ともに支え合う気運の醸成

6. 外国人に関する問題

- (1) 異文化理解・多文化共生のための教育・啓発
- (2) 外国人への情報提供と事業主への啓発

7. 性的マイノリティに関する問題

- (1) 性の多様性に関する正しい知識と理解の促進
- (2) 学校における性の多様性に関する教育

8. インターネットによる人権侵害

- (1) 学校におけるインターネットに関する教育
- (2) インターネットなどを介した人権侵害防止に向けた啓発

9. さまざまな人権問題

- (1) 人権問題の正しい知識の教育・啓発

1. 人権教育・啓発の推進

(1) 就学前教育における人権教育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に人権尊重の精神を芽生えさせることが重要であることを踏まえ、子ども一人ひとりの発達の過程や生活環境などを十分に理解しながら、人権を大切にする心の発達の基礎を築くことができるよう支援します。

1) 教職員（教諭・保育士）研修の充実

各種人権問題の研修会や学習会等への積極的な参加を呼びかけるなど、職務に応じた幅広い人権研修の機会と確保に努め、教職員の資質の向上を図ります。

2) 人権関係機関、家庭、地域等との連携

家庭、地域、各関係機関・団体との連携をさらに強め、就学前からの一貫した人権教育に努めます。

(2) 学校教育における人権教育の推進

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、知的理解だけでなく、態度や行動にまで現れるようにするために、一人ひとりを大切にした教育を推進します。

そのために、子どもの発達段階に即して、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通してさまざまな人権問題について理解を促すよう取り組みます。

1) 教職員等の研修の充実

教職員の人権尊重の理念に対する認識と人権感覚を高めるために、校内研修の充実、各種研究会の参加や学校人権教育研究会（学人研）による全教職員が一体となった効果的な教職員研修の充実に努めます。

2) 人権教育の充実

発達段階や実態に即した学習教材を使用し、道徳的実践力や人権感覚の育成に

向けた人権教育の充実に努めます。

3) 人権を尊重した教育活動の展開

人権尊重の精神に立った学校運営等に努め、子どもの抱える問題を解決し、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを推進します。

4) 学校、家庭、地域等との連携による人権教育の推進

学校間及び学校と家庭・地域との連携を図り、心身の育成や学力の充実とともに、「生きる力」を身に付けながら一人ひとりを大切にできる人権教育を推進します。

(3) 家庭や地域における人権教育・啓発の推進

家庭や身近な地域における人間関係の中で育まれる人権意識は、人権教育や啓発に大きな影響を与えていることから、家庭や地域における人権教育・啓発は重要な教育課題とも言えます。特に家庭教育は、乳幼児期の豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む重要な役割を果たしています。各々の家庭の日常生活のあらゆる場面において、調和のとれた心を体得させることが必要です。

地域における人権学習が、自主的な活動に根付いていくようあらゆる機会を通して、各関係機関・団体や人権擁護委員等と連携しながら教育・啓発を進めていきます。

1) 家庭教育に対する支援

親子ともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。

2) 地域等における啓発活動の充実

講演会や広報紙でさまざまな人権に関する話題や研修等の情報周知に努めます。

町民相互が意見交換できる参加型の学習の機会を設けるなど、啓発・学習の手法の工夫を検討します。

(4) 行政における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発に関する施策を推進するにあたって、施策の実施主体となる町職員が正しく人権尊重の理念を理解し、行動できることが不可欠です。

1) 町職員の研修の充実

すべての町職員に対し、計画的に人権研修を実施するとともに、必要に応じ外部機関での研修にも参加します。

2) 人権に関する啓発、各種広報等の充実

人権講演会の内容の充実と参加促進を図ります。

町の人権講演会を団体の活動に生かし発展させるために、さまざまな団体に周知ができるようなネットワークを構築する取り組みを行います。

遠賀町人権教育推進協議会や人権擁護委員、さまざまな団体等との協力を図りながら、地域における各種機関・団体等での人権教育・啓発の取り組みが推進されるよう支援に努めます。

「広報おんが」や人権啓発情報紙「みんなのねがい」の全戸配布、ホームページ掲載を通じて情報発信・啓発等を行っています。広報紙等による情報発信は重要であり、多くの町民に伝達できるよう内容の充実に努めます。

(5) 企業における啓発の推進

人権が尊重された働きやすい職場づくりなどの実現のため、企業に対する人権啓発に努めるとともに、出前講座や講師の紹介、啓発資料の提供等を通して、人権研修の支援に努めます。

(6) 相談窓口・支援体制の啓発

人権侵害を受けたときにすぐに相談ができるように相談窓口や支援体制の周知を行います。

1. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題はわが国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法を施行し、以後二度にわたり制定された特別措置法に基づき33年間、同和問題の解決に向けて関係施策を推進してきました。

福岡県では同和問題の解決を重要な課題と位置づけ、国・県・市町村が一体となって、特別措置法に基づく特別対策のほか、総合的な同和対策の推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な面での格差は、ほぼ解消したといえます。一方、人々の心理面での差別意識の解消に向けた取り組みとして教育及び啓発を推進してきましたが、インターネット上での悪質な差別事象も発生するなど、差別意識の解消には至っていません。

こうした中、国は2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を、県は2019（平成31）年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

本町では、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権教育を実施してきました。人権講演会の開催や街頭啓発、人権啓発情報紙の全戸配布、また、役場ロビー、図書館や、中央公民館で人権問題に関するパネルを展示し啓発を行ってきました。さらに、人権擁護委員が町内事業所を訪問し、えせ同和行為排除の啓発活動等を行っています。

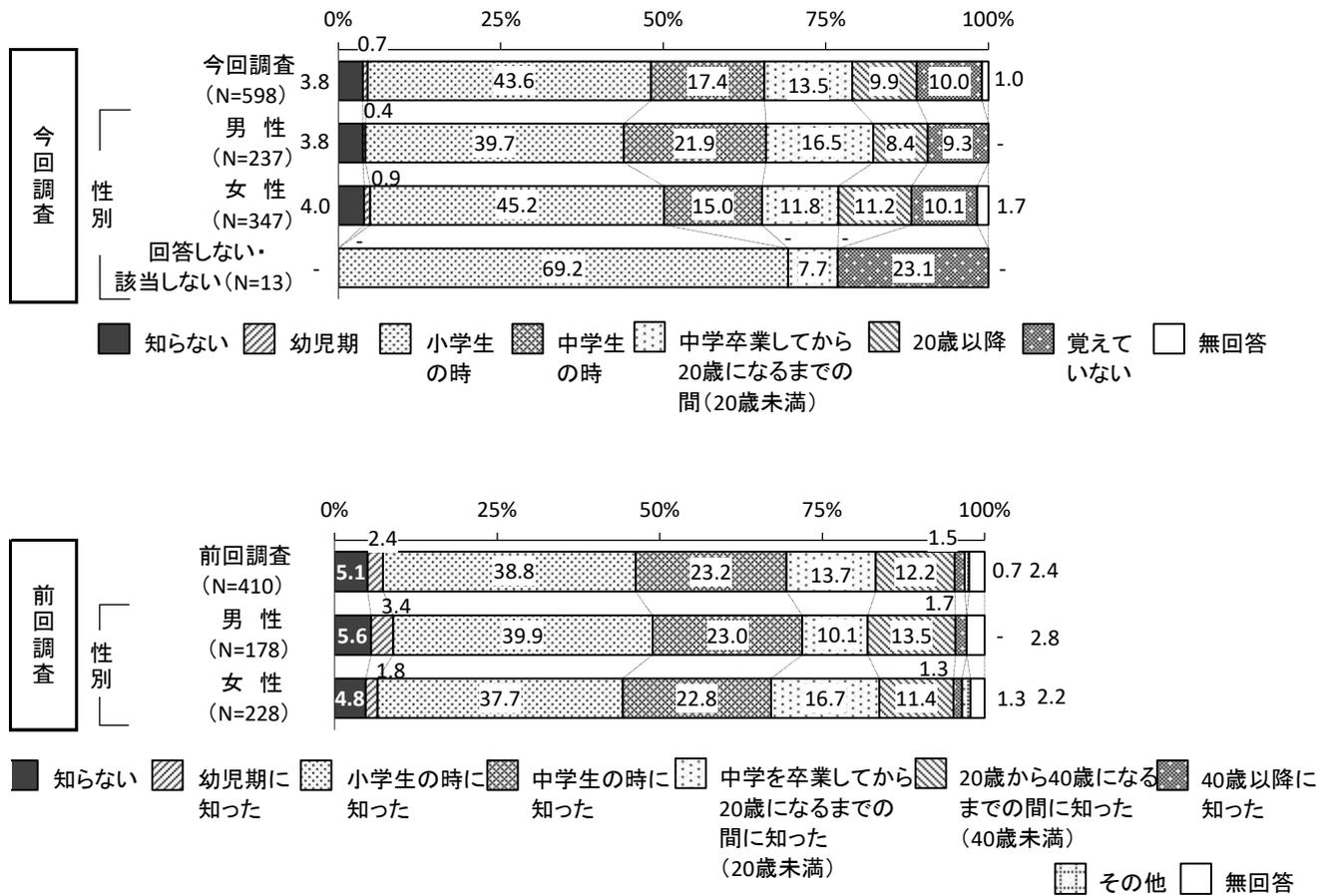
今回調査では、同和問題について知った時期については「小学生の時」が43.6%で、前回調査に比べて約5ポイント増加しています。また、同和問題を知ったきっかけは、「学校の授業で習った」が48.1%で最も高く、前回調査より約17ポイントと大幅に増加しています。年齢別にみると、年齢の低い層では「学校の授業で習った」の割合が高い傾向がみられ、学校での同和教育の効果がうかがえる結果となっています。

一方で、同和問題に関して現在どのような人権問題があると思うかについて、33.8%が「わからない」と回答しており、同和問題についてなんとなく知ってはいるものの、具体的にどのような問題があるのか認識していない人が多いようです。

同和問題の解決のために必要なこととしては、「小・中学校などの人権教育で、同和

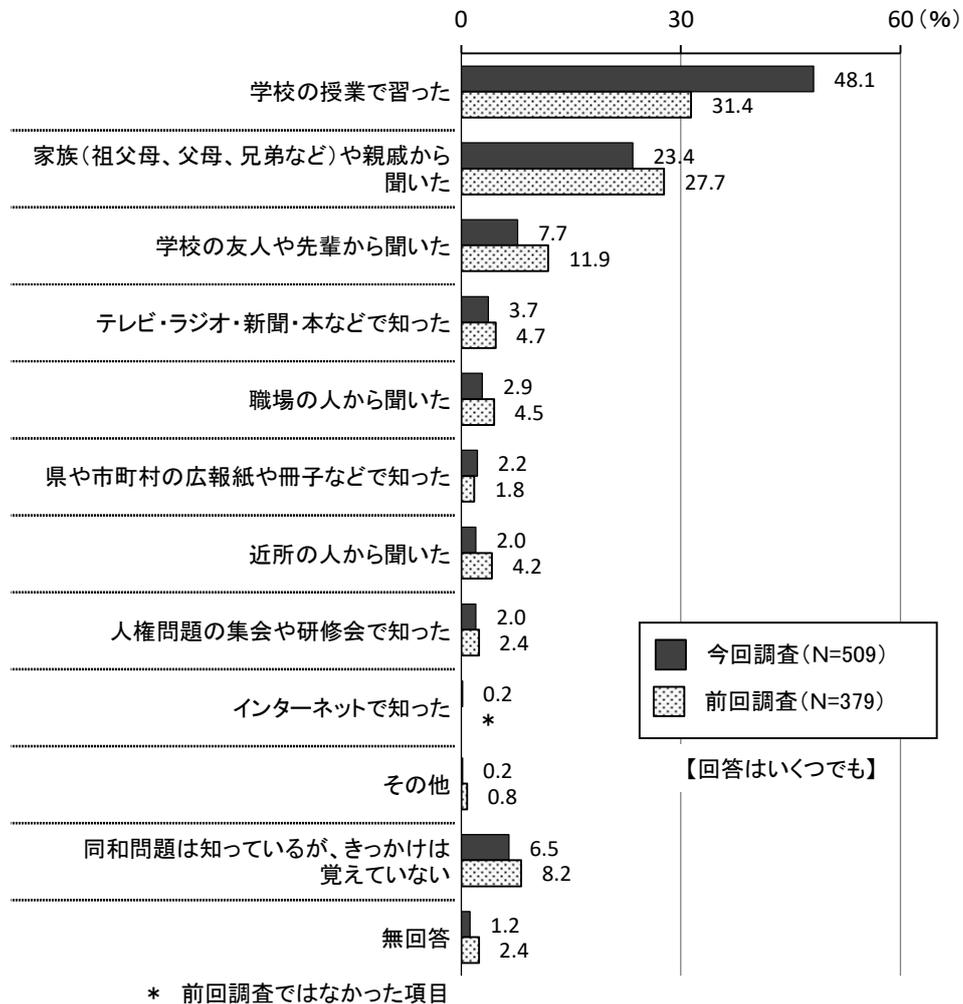
問題に関する正しい知識を教えること」が50.8%と最も高く、学校での人権教育に対する期待が高いことがうかがえます。また、前回調査とは選択肢が異なりますが、前回調査でそれぞれ3割前後の人が選択していた「同和地区出身者自身が差別されないようにすること」「同和地区に固まって住まないで、地区から出て分散して住むこと」は、今回調査では1割台となっており、差別問題の解決を差別の対象となっている同和地区居住者や出身者に求めるような認識が低下していることはよい傾向といえます。

図表8 部落差別問題(同和問題)をはじめて知った時期[全体、性別](前回調査比較)



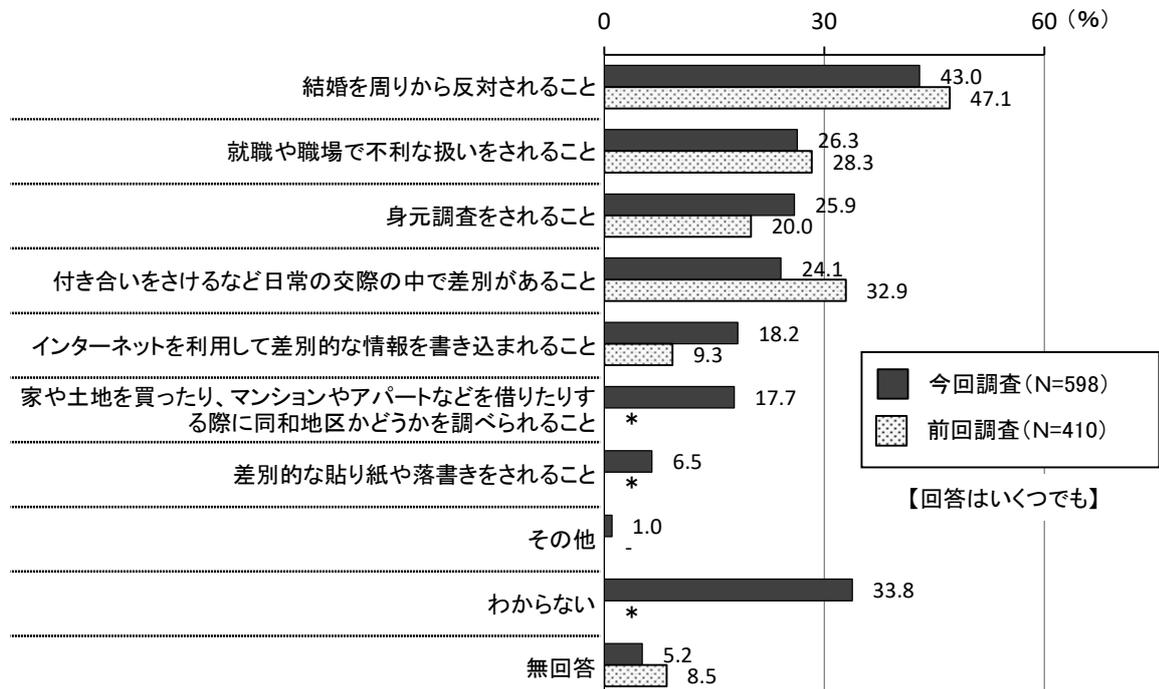
資料：2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表9 部落差別問題(同和問題)を知ったきっかけ[全体](前回調査比較)



資料：2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

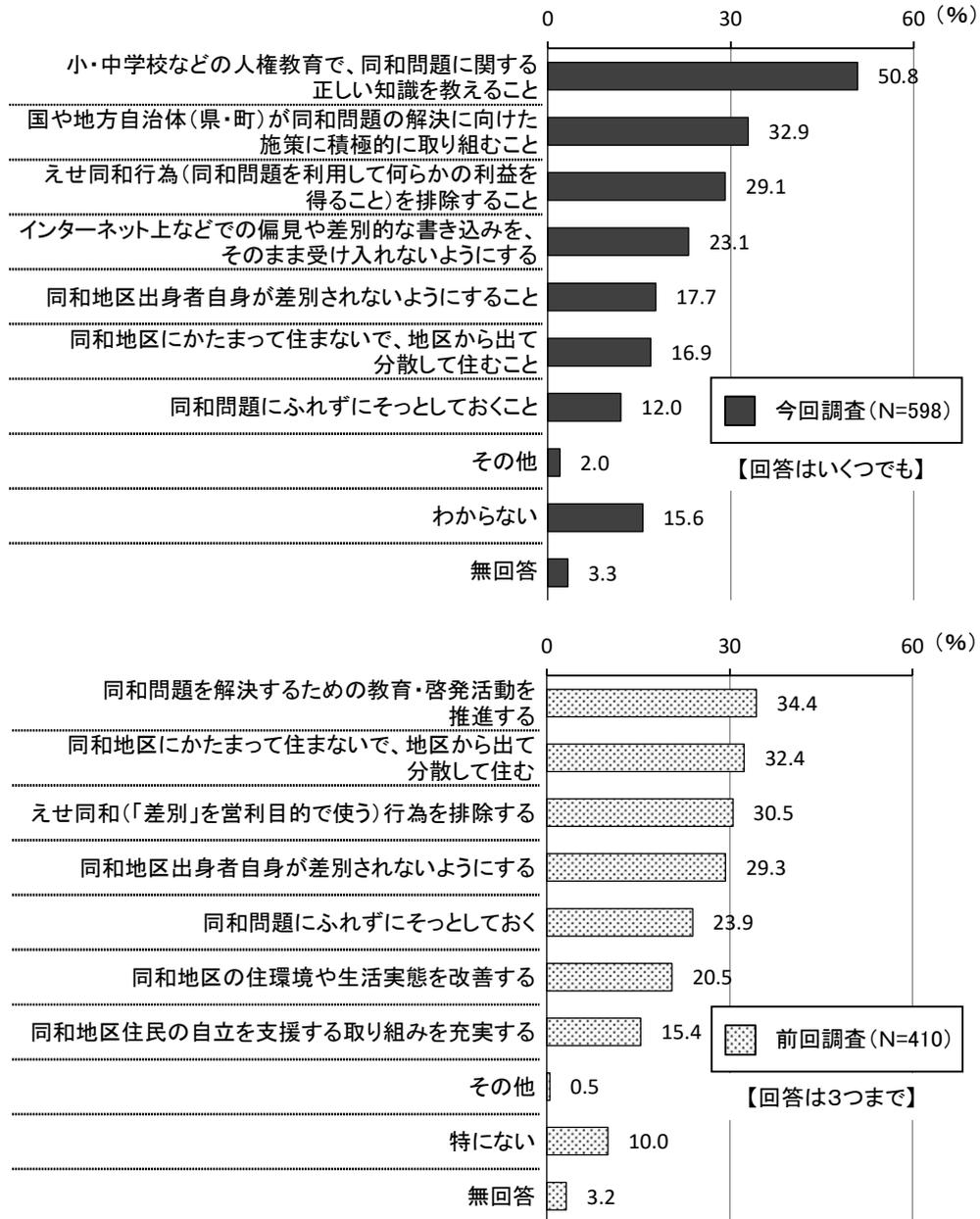
図表 10 部落差別問題(同和問題)に関して現在ある人権上の問題[全体](前回調査比較)



* 前回調査ではなかった項目
 前回調査では「近隣との格差が埋めきれしていない」23.7%、「特にない」19.5%あり

資料：2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
 2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表 11 部落差別問題(同和問題)の解決を図るために必要なこと[全体](前回調査比較)



資料：2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 学校における同和問題に対する教育

各種副読本等を活用し、教育活動を通して、豊かな人権感覚の育成を支援します。教職員の同和問題に対する正しい知識を培う研修の充実と指導法の工夫改善を図り、指導力の向上に努めます。

2) 住民に対する同和問題の啓発

福岡県同和問題啓発強調月間（7月）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、心理面での差別意識が解消されるよう啓発を行います。また、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象にした各種事業、研修会など学習機会の提供を行います。

3) 企業に対する同和問題の啓発

事業者や事業者団体、自営業者等に対する啓発を推進します。人権擁護委員の訪問、啓発資料の提供等を通して企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

2. 女性に関する問題

(1) 現状と課題

国では、1972（昭和 47）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が施行され、1985（昭和 60）年に「女子差別撤廃条約」を批准しています。この法律を受け、1987 年（昭和 62）年には、「新国内行動計画」が、1996（平成 8）年には、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき 2000（平成 12）年には「男女共同参画基本計画」が策定され、現在は、2020（令和 2）年「第 5 次男女共同参画基本計画」に基づき、取り組みが進められています。

さらに、個別の課題に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されるなど法律や制度の整備が図られています。

しかし、女性に対する暴力や性別による固定的役割分担意識及び雇用や賃金面における男女格差などは、依然として存在しており、多くの課題が残っています。

本町では、男女の違いを認めつつお互いを尊重し、男女とも自立し、かつ支えあう男女共同参画社会づくりを進めていくため、2004（平成 16）年に「遠賀町男女共同参画社会推進計画」を策定し、2013（平成 25）年 4 月には「遠賀町男女共同参画推進条例」を施行しました。2020（令和 2）年 3 月には、女性の活躍推進計画、DV 対策基本計画が一体となった「第 3 次遠賀町男女共同参画社会推進計画」を策定し、男性が参加しやすい講座や男女共同参画に関するセミナーを開催してきました。

また、DV・デートDV・セクハラ防止について、相談機関の周知とともに広報紙で定期的に啓発を行っています。

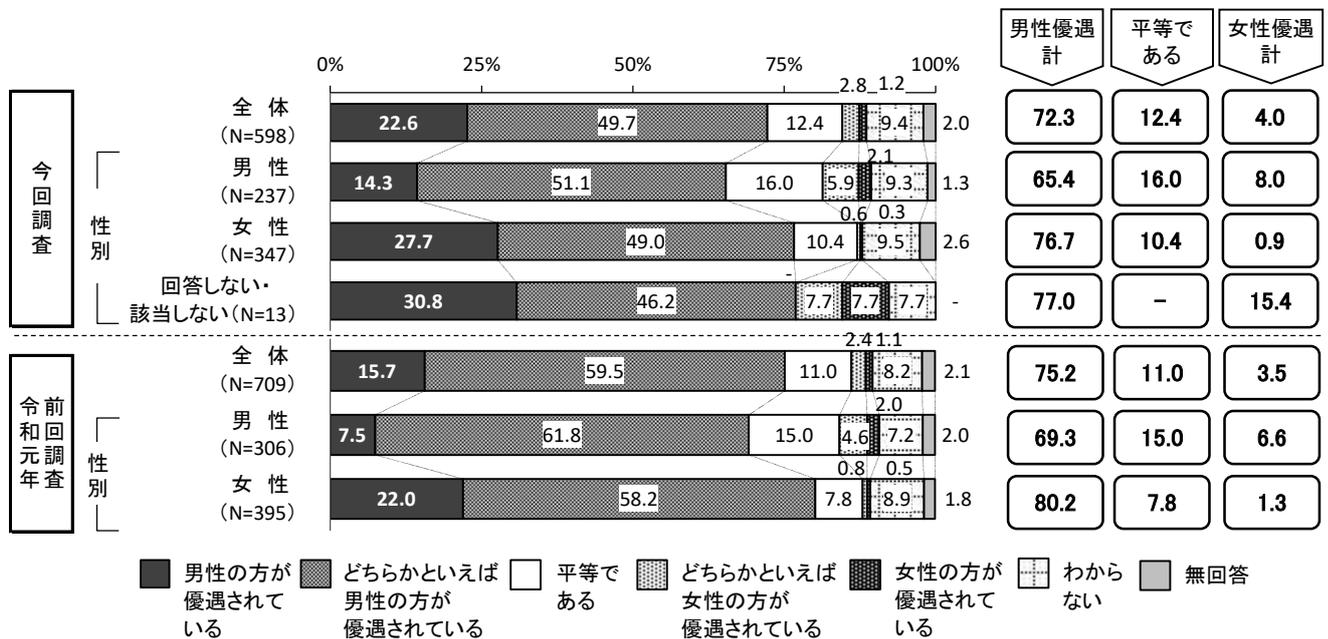
事業者に対しては、男女共同参画推進事業者登録制度の周知等や、男女共同参画推進の啓発のため人権擁護委員が訪問しています。

以上のような取り組みを進めてきましたが、今回調査で、「社会全体」の男女の地位の平等感をたずねたところ、7 割以上が「男性優遇」と回答しており、不平等感が強い結果となっています。性別で見ると、「平等である」は男性より女性で低くなっており、女性の方が不平等感を感じていることがうかがえます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といういわゆる性別役割分担意識については、この 5 年で男女ともに「反対」が大幅に増加しています。その一方で、性別役割分担意識に関しても性別での意識差がみられます。女性の労働力率はこの 10

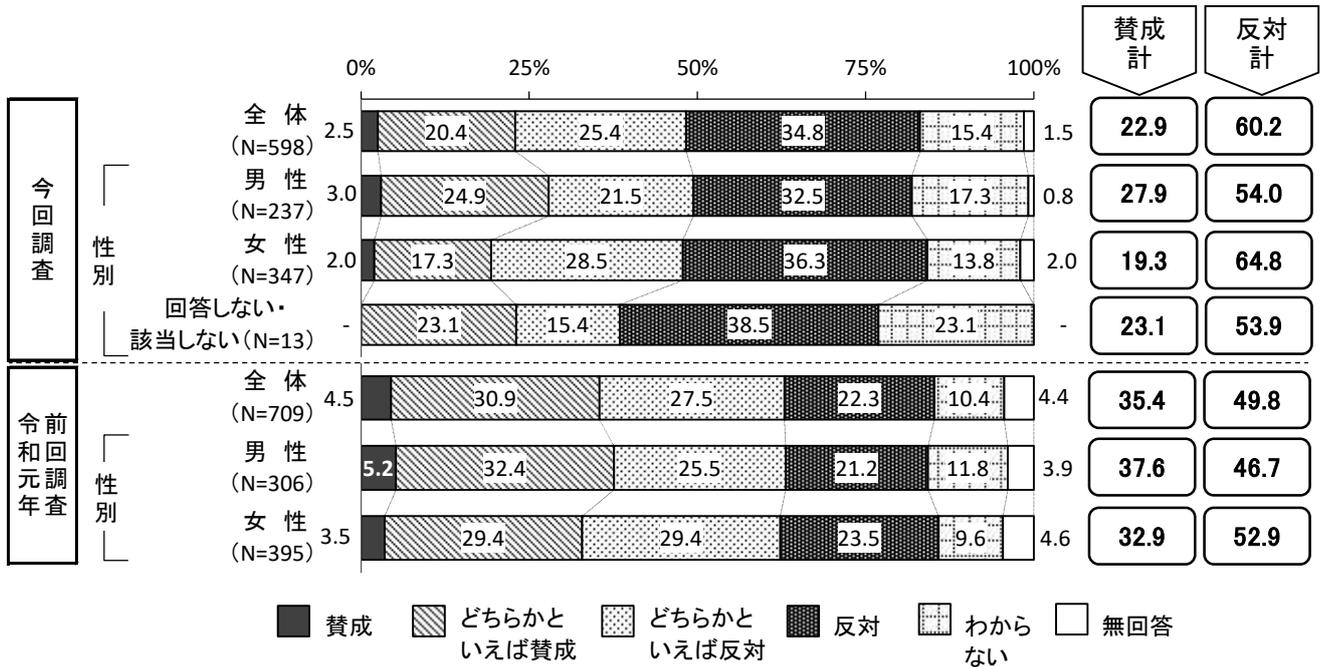
年ほどで大幅に増加しており、社会経済的な状況から考えてもかつての「男は仕事、女は家庭」を維持していくことは現実的ではありません。しかし、性別役割分担意識の変化ほどには平等感が変化しておらず、意識の変化に対して家庭や職場での役割分担が変化していないことが推測されます。町民一人ひとりが性別で差別されることなく、個性と能力を発揮しながらさまざまな場面に参画できるよう、男女共同参画の重要性について町民の理解を深める取り組みを進めるとともに、意識の変化を行動の変化につなげていくことができるよう、町内の地域団体や事業者等の理解を得ながら施策を進めることが重要です。

図表 12 社会全体の男女の地位の平等感 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：2019(令和元)年 遠賀町男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表 13 男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、性別] (前回・全国調査比較)



資料：2019(令和元)年 遠賀町男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 男女共同参画の意識づくり

町民一人ひとりが性別で差別されることなく、個性と能力を発揮しながらさまざまな場面に参画できるよう、男女共同参画の重要性について町民の理解を深める取り組みを進めます。また、男女の固定的役割分担意識にとらわれず、男女平等の考え方や男女共同参画についての意識を形成する教育を推進します。日常生活や地域活動においての男女の自立と平等意識を広げるため、あらゆる世代・性別に向けた講座を開催して啓発を行います。

2) 男女がともに活躍できる社会環境づくりへの啓発

政策・方針決定の場への女性参画を推進し、両性の視点での政策を展開します。職場でも、女性も男性も能力を発揮できるよう、男女格差をなくすための環境整備の啓発を行い、働く職員の意識改革を推進します。町内の地域団体や事業者等の理解を得ながら施策を進めます。

3) 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発

若年層からのDV解消に関する教育を推進します。女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントを防止するため、正しい知識の普及に努めます。また、職場でのセクシャル・ハラスメントを防止するため、事業者における知識の普及や啓発の支援に努めます。

3. 子どもに関する問題

(1) 現状と課題

子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。次世代を担う子どもたちが個性豊かに、また、健やかに成長していくことの大切さを大人たちが認識することが重要です。

国は、子どもに影響を及ぼす全ての事項について、子ども自身が自由に意見を表明する権利「意見表明権」が保障され、子どもの意見を「尊重」し「考慮」する義務を大人や社会に求めた「児童の権利に関する条約」を 1994（平成6）年に批准し、増加する児童虐待を防ぐため 2000（平成 12）年には「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

さらに、学校での深刻化するいじめ問題に対して、2013（平成25）年「いじめ防止対策推進法」が制定され、また、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、2024（令和6）年に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が改正されました。2022（令和4）年には文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁等が所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約する「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」が制定されました。

「こども基本法」では、①こどもの個人としての尊重、基本的人権の保障、差別的取扱いの禁止②福祉に係る権利の保障、教育を受ける権利③意見表明の機会、社会的活動に参画する機会の確保④こどもの意見尊重、最善の利益の優先考慮⑤養育の支援と家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じる社会環境の整備の6つの基本理念を掲げ、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

本町では、2019（令和元）年度に「第2期遠賀町子ども・子育て支援事業計画遠賀町次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。2024（令和6）年度には同計画が最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みとその成果を引き継ぎ、新たな計画として、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法の計画を内包した「遠賀町こども計画」を策定しました。

本町では、2024（令和6）年4月に母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」を開設し、相談体制の整備等を行うとともに、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し切れ目ない支援を行う体制整備を行っています。また、こどもまつりでは、人権擁護委員が子どもの人権に関する啓発

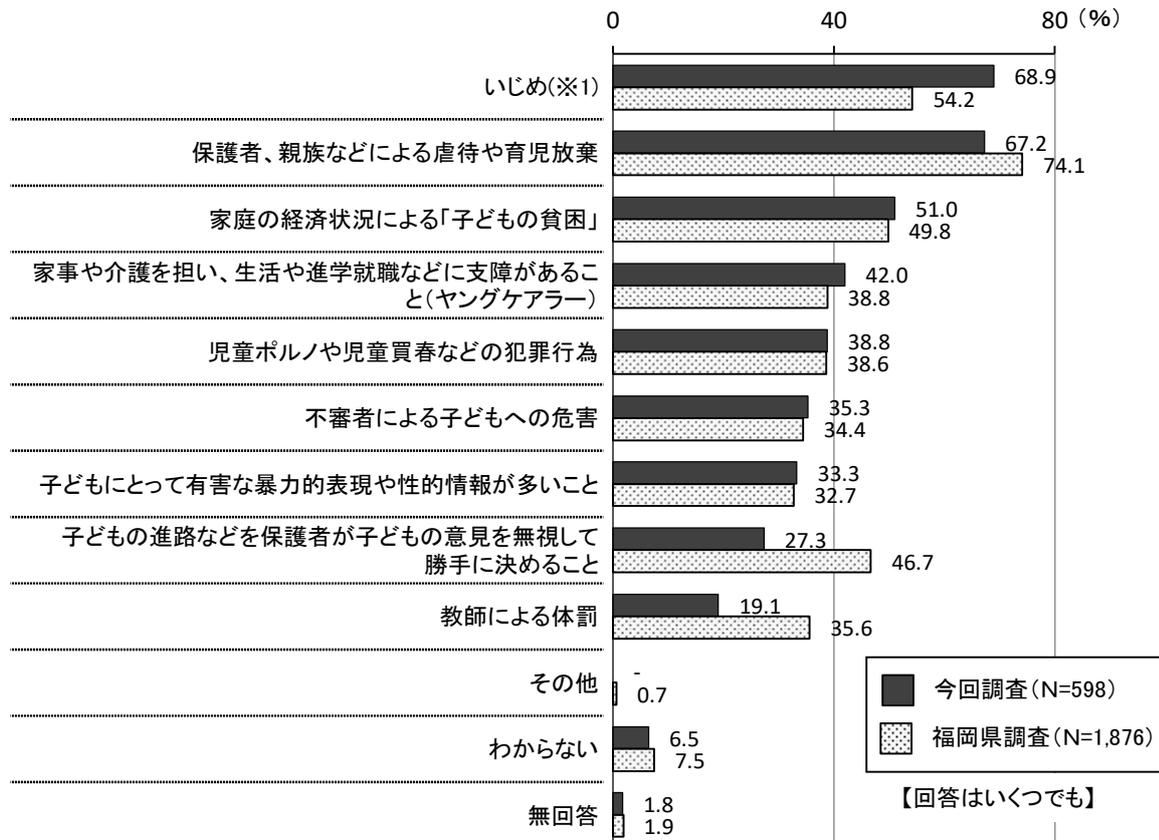
も行っていきます。

今回調査では、子どもに関する人権上の問題としては、「いじめ」が68.9%、「保護者、親族などによる虐待や育児放棄」が67.2%で、この2項目が特に高くなっています。他に、「家庭の経済状況による「子どもの貧困」」51.0%、「家事や介護を担い、生活や進学就職などに支障があること（ヤングケアラー）」42.0%、「児童ポルノや児童買春などの犯罪行為」38.8%などが上位となっています。

福岡県調査と比べると、「いじめ」は今回調査の方が約15ポイント高くなっていますが、「子どもの進路などを保護者が子どもの意見を無視して勝手に決めること」「教師による体罰」は今回調査の方が大幅に低くなっています。「子どもの意見の尊重」は「児童の権利に関する条約」の「4つの原則」にも位置づけられており、また、子どもへの体罰は教職員だけでなく親によるものも含めて法律で禁止されていますが、これらの問題についての認識が十分に浸透していないことがうかがえます。

子どもの人権については、「児童の権利に関する条約」の具体的な内容や、子どもの人権に関連する法制度等についても情報提供、啓発を実施する必要があります。また、困難な問題を抱える子どもたちが自ら声をあげるためには、子どもたち自身が自分さまざまな権利の享有主体であることを認識することも重要です。

図表 14 子どもに関して現在ある人権上の問題 [全体] (前回・福岡県調査比較)



※1 福岡県調査は「子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする」
 福岡県調査は「周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」(50.3%)あり

資料：2021(令和3)年 福岡県人権問題に関する県民意識調査
 2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 子どもの人権教育・心の教育

子ども自身が次代の担い手としての責任を自覚して、主体的な生き方ができるように、学校等や家庭、地域が連携して子どもたちの「生きる力」を育むきめ細かな教育を推進し、人権意識の高揚と定着を図ります。

人権を大切に作る心を育てる保育・教育の実践のため、教職員等自身の人権感覚を豊かにするための研修の充実を図ります。一人ひとり子どもに対する理解を深め、子どもの実情に即したきめ細かな指導を行うことの重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

2) 児童虐待やいじめを防止・未然に防ぐための教育・啓発

子育てに関する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等さまざまな問題についての相談窓口の周知を図ります。また、虐待などにより保護が必要な子どもに適切かつ速やかな対応ができるよう、遠賀町要保護児童対策地域協議会を中心として、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園・学校、児童相談所等各関係機関及び団体や地域がいじめや虐待に対して正しい認識を持つよう啓発に努めます。

3) 子どもの人権を守り、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成

次代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することの大切さを認識できるよう「子どもの権利条約」の趣旨について、一人ひとりが理解を深められるよう啓発を行います。教育・福祉等の関係機関及び団体との連携強化を図り、地域全体で子どもを育てる気運の醸成に努めます。

また、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域が連携し、体験活動や自然体験、高齢者との交流等さまざまな体験の機会を通して、生命の大切さ・正義感や倫理観・他人への思いやりなど子どもの豊かな心を育む教育を推進します。

4. 高齢者に関する問題

(1) 現状と課題

2010（平成 22）年の国勢調査では遠賀町の高齢化率は 25.7%でしたが、2020（令和 2）年の国勢調査では 34.8%となっており、超高齢化社会（21%）を超え、さらに進行しています。

このことは、高齢者の一人暮らしや老老介護の増加など、住み慣れた地域で安心して尊厳を保ち暮らすことができなくなるかもしれないという問題を抱えています。高齢者の「命」と「尊厳」を守り、高齢者が「排除」されない地域社会の構築はもっとも大きな課題です。

また、全国的には認知症や介護を必要とする高齢者への誤った認識から、家族等による身体的・心理的・性的・経済的虐待や介護放棄などの人権侵害が大きな社会問題となっており、高齢者の権利擁護の理念は大変重要になっています。

このため 2005（平成 17）年に制定した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利・利益の擁護を図るものです。

また、2018（平成 30）年 2 月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定され、高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等、総合的な高齢化社会対策が進められてきました。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で生活するために、町民への認知症の正しい理解の啓発、認知症高齢者等の権利擁護の充実が求められています。

本町では、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康で安心して生活していくことのできる環境を築いていくために、2023（令和 5）年度に「第 9 期遠賀町高齢者保健福祉計画」を策定しました。

また、高齢者虐待への対応や早期発見、虐待を受けた高齢者に対応するケアを行うため、相談窓口の役割と警察等各関係機関との連携を行い、権利擁護に取り組んでいます。そのほか、高齢者や子ども、障がいのある人など、誰もが暮らしやすい「地域共生社会」にするために、どんな仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、地域の情報を共有し、話し合いをする協議体を設置し、取り組みを行っています。

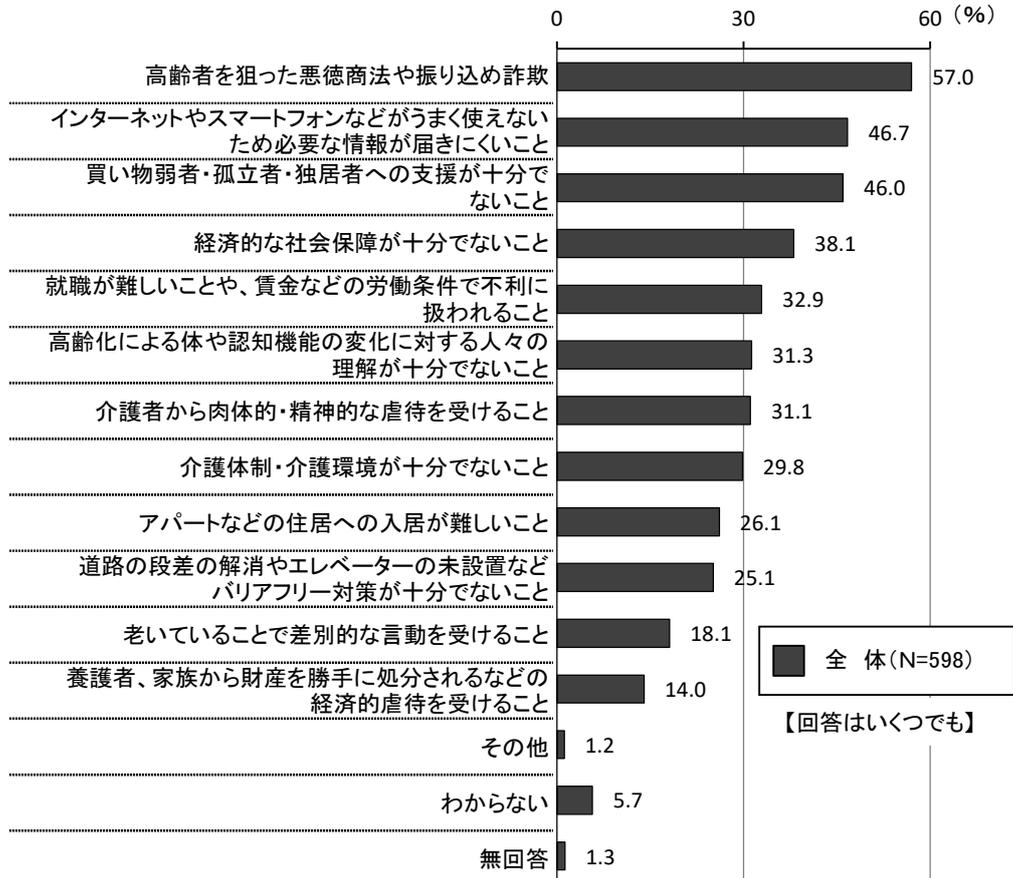
さらに、高齢者への理解を深め、尊敬・感謝の気持ちを培うために、小学校と遠賀町社会福祉協議会、老人クラブが連携し「チューリップの花」贈呈を行っています。

高齢者に関する人権上の問題としては「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」が 57.0%で最も高く、次いで「インターネットやスマートフォンなどがうまく使えないため必要な情報が届きにくいこと」が 46.7%、「買い物弱者・孤立者・独居者への支援が十分でないこと」が 46.0%など、近年マスメディア等でも取り上げられること

が多いと思われる問題の回答率が高くなっています。

高齢者の尊厳を保ちながら、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害等を防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図るための施策とともに、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

図表 15 高齢者に関して現在ある人権上の問題 [全体]



資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 高齢者がいきいきとした暮らしを実現するための啓発

高齢者の生きがい、健康づくり、仲間づくり、社会参加、学習機会の提供などを目的とした活動や事業の充実を図ります。また、高齢者が地域で活用できる知識・技能の習得を促進するとともに、異世代間交流などを通して、高齢者の持つ知識や経験を生かす機会の促進に努めます。

2) 認知症に対する町民の正しい理解の促進

認知症を正しく理解するために、広報紙等による普及啓発を行います。また、認知症高齢者等の権利擁護を進めるため、認知症サポーター養成講座や講演会等を実施します。また、成年後見制度などの権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。

3) 安全・安心な生活環境を守るための啓発

悪質商法や詐欺行為など消費生活に関する相談対応を行っていきます。また、講座等を実施し、悪質商法等のトラブルに巻き込まれないための啓発活動を行っていきます。

また、介護に係る施設の職員やホームヘルパー、家族等の介護者に対し、高齢者の人権についての啓発を行い、高齢者の虐待防止に努めます。

5. 障がいのある人に関する問題

(1) 現状と課題

国は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として、2012（平成 24）年に「障害者基本法」を改正し、これに基づき、「障害者基本計画」の見直しを行いました。

また、2013（平成 25）年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正され、難病等を障がい者の定義に加え、身体障害者手帳の有無等にかかわらず、必要と認められた障がい福祉サービス等を利用できるシステムへの移行などが進められています。

一方、2011（平成23）年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定され、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。2012（平成24）年10月から国や市町村、障がい者福祉施設事業者等に障がい者虐待の防止等の責務が課され、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人には通報義務が課されています。

「障害者差別解消法」が2013（平成25）年6月に制定され、「行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の禁止」などが規定されています（2016（平成 28）年4月施行）。そして、2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しています。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置を規定しています。

さらに、2018（平成30）年度から「障害者総合支援法」「障害者雇用促進法」「児童福祉法」等の改正法が施行され、障がい者福祉における環境は大きく変化しています。

2024（令和6）年に「障害者差別解消法」の改正法が施行され、努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務へと改めること等が盛り込まれました。

本町では、2003（平成 15）年度に、「遠賀町ひとにやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」を策定してユニバーサルデザイン^{※1}のまちづくりを推進しています。2024（令和6）年度には、「遠賀町障がい者計画・第7期遠賀町障がい福祉計画・第3期遠賀町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。この計画では、障がいのある人の現状や願いを地域住民が理解し、共感しながらあたたかい支援の輪の広がりをつくり、知恵や工夫、協力によって共にいきいきとした生活を送れるようにするために施策を総合的・計画的に進めるものとしています。

これらの計画に基づき、本町では、障がいのある人の施策を幅広く展開してきました。具体的には、障がい者福祉のしおりを作成し、障がいのある人への情報提供に努

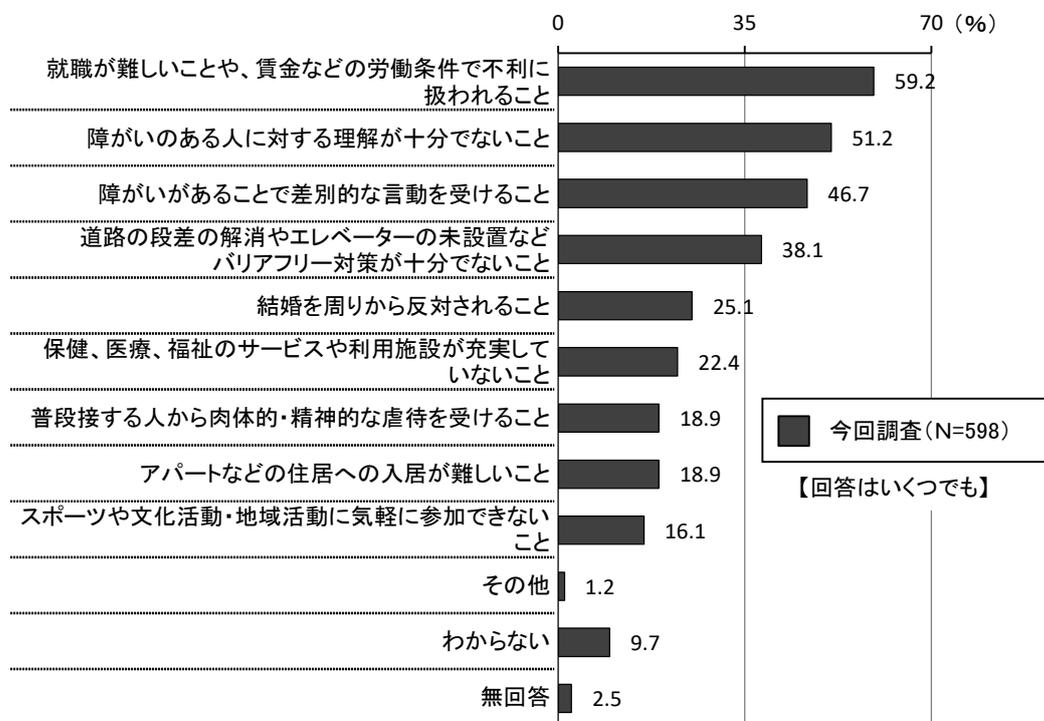
めてきました。また、障がいのある子どもの一人ひとりのニーズに応じた学習指導の充実のため、校内特別支援推進委員会を設置するとともに、巡回相談で意見を聴く機会も設けています。さらに、駅舎新築、みらいテラス新築に伴い、駅前広場及び駅舎へのアプローチのバリアフリー化、福祉型トイレの整備が完了しています。こうした施策の推進により障がいのある人に対する理解や認識は着実に深まりつつあります。

今回調査では、障がいのある人に関する人権上の問題は、「就職が難しいことや、賃金などの労働条件で不利に扱われること」が59.2%で最も高く、「障がいのある人に対する理解が十分でないこと」51.2%、「障がいがあることで差別的な言動を受けること」46.7%、「道路の段差の解消やエレベーターの未設置などバリアフリー対策が十分でないこと」38.1%などとなっています。就労に関することやバリアフリーの未整備など日常生活における不利益と、周囲からの無理解や差別に関する項目がともに上位となっています。障がいのある人の人権課題への対応は、無理解や偏見をなくすための教育・啓発とあわせて、道路や施設などハード面の整備や、社会参加の促進など、さまざまな角度から取り組む必要性が示唆されています。

※1 ユニバーサルデザイン

年齢や国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインすること

図表 16 障がいのある人に関して現在ある人権上の問題 [全体]



資料：2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 自立と社会参加の促進、啓発

療育、相談、各種福祉サービスや制度の情報提供・説明等を行い、地域での生活の支援を進めます。障がいのある人の各種活動のPR（参加の呼びかけ）を行い、障がいのある人の社会参加に積極的に取り組みます。就業機会の情報提供等、就労支援に努めます。

2) 障がい者差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人等の正しい理解のための教育・啓発を行い、町民一人ひとりが、地域でともに暮らす仲間として障がいのある人を正しく理解し、接することができるよう推進します。障がいのある人への虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに関係機関と連携して障がいのある人の虐待防止に努めます。また、障がいのある子どもやその教育についての正しい理解を深めるため、学校間の交流や地域社会での交流を推進します。障がいのある人の権利擁護を進めるため、自己決定が困難な障がいのある人に対して、成年後見制度の活用等の支援・啓発を行います。

また、「障害者差別解消法」について、正しい理解のための啓発を行います。

3) 地域社会の中で障がいのある人を支援し、ともに支え合う気運の醸成

「遠賀町身体障害者福祉協議会」や「遠賀町手をつなぐ親の会」などの各活動団体やNPO団体、民生委員・児童委員等との連携・協力を図り、地域で障がいのある人やその家族を見守り、支える体制の整備を進めます。

障がいのある人の社会参加に向けて、関係機関と連携して地域での生活支援を推進します。

6. 外国人に関する問題

(1) 現状と課題

九州は、アジアの国や地域との交流の接点として、昔から朝鮮半島や中国大陸と人や文化の交流が盛んでした。また、近年の経済をはじめとするさまざまな分野でのグローバル化に伴い、仕事あるいは、研修や勉学のために多数の外国人が日本で生活するようになりました。

こうした中、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。

近年では、全国的に「ヘイトスピーチ」と称される特定の民族や国籍の人々への差別的憎悪表現が問題になっており、2016（平成28）年「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

町内における外国人は、2024（令和6）年9月30日現在で289人が在住し、10年前の約2.5倍増加しています。10年前は韓国籍・朝鮮籍の人が約75%を占めていましたが、現在、韓国籍・朝鮮籍の人は約13%で、ベトナム籍の人が約39%を占めています。

今回調査では、外国人や外国にルーツのある人に関する人権上の問題としては、「病院や施設に十分な外国語表記がなかったり、通訳が不十分だったりするため、サービスが受けにくいこと」が42.8%で最も高く、「就職が難しいことや、賃金などの労働条件で不利に扱われること」37.3%、「外国人であることで差別的な言動を受けること（ヘイトスピーチなど）」32.8%、「習慣などが異なるため地域社会での受入が十分でないこと」32.6%などが上位となっています。

福岡県調査と比べると、「病院や施設に十分な外国語表記がなかったり、通訳が不十分だったりするため、サービスが受けにくいこと」「習慣などが異なるため地域社会での受入が十分でないこと」は今回調査の方が高くなっていますが、「就職が難しいことや、賃金などの労働条件で不利に扱われること」「外国人であることで差別的な言動を受けること（ヘイトスピーチなど）」は今回調査の方が低く、また、「アパートなどの住居への入居が難しいこと」「結婚を周りから反対されること」も福岡県調査より大幅に低くなっており、外国人や外国にルーツのある人に関する人権上の問題が、言語や生活習慣の違いに起因するというイメージが強いことがうかがえます。実際には、日本での生活に適應していても差別される場合や、日本で生まれ育った在日コリアンやミックスルーツ^{*1}の人が差別や不当な扱いを受ける現状があり、外国人や外国にルーツのある人の人権課題について、より広い観点から学ぶことが必要です。

本町では、日本語教室を開催し、町内在住の外国人が参加しています。また、遠賀

町国際交流クラブと協働し、異文化理解・多文化共生に関する講座や広報紙での啓発を実施しています。学校では、外国語指導助手（ALT）が配置され、授業のみでなく、総合の時間を活用して自国の文化を紹介する時間を設け国際理解を図っています。

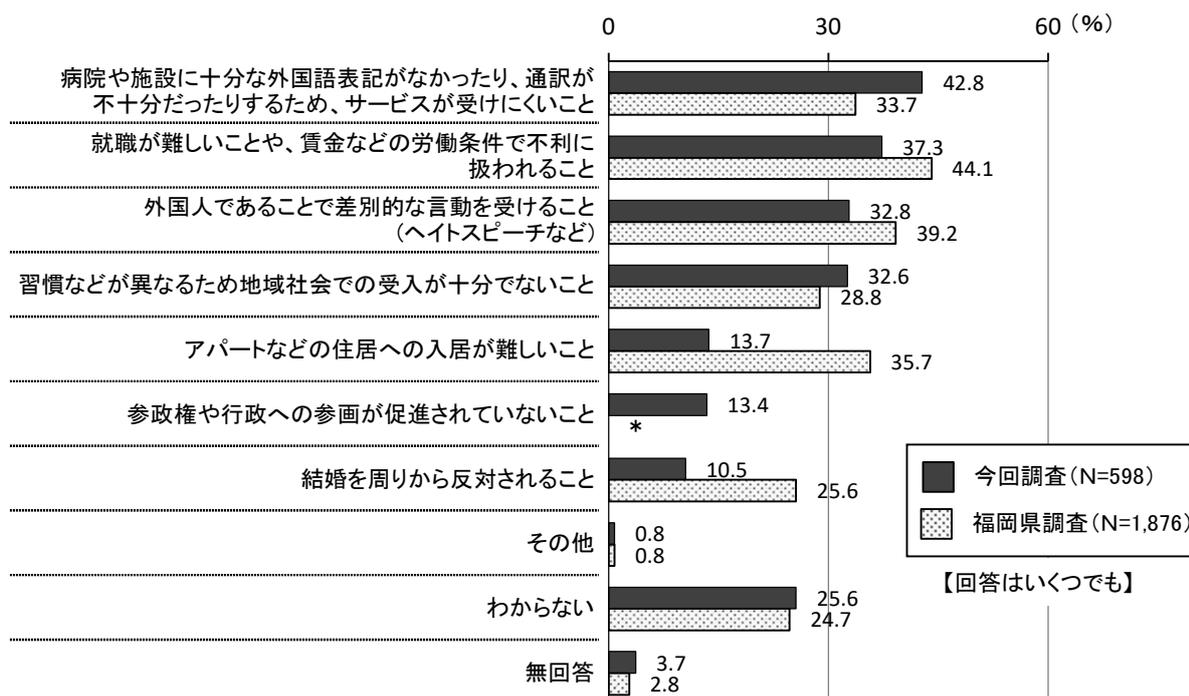
在住外国人は地域社会をともに構成する大切なメンバーです。国籍・民族の違いを問わず、お互いを知り学びあうことは、すべての人がお互いの違いを尊重し、新たな文化や豊かで活力ある地域社会を創造する「多文化共生社会」へとつながります。そのため、地域住民と在住外国人とがお互いに多様な価値観を持ち、異なった歴史や文化、生活習慣に対する認識を深め、尊重しあえる地域社会の実現のため、教育・啓発の一層の充実を目指す必要があります。

※1 ミックスルーツ

複数の国や文化にルーツを持っていること

図表 17 外国人や外国にルーツのある人に関して現在ある人権上の問題

[全体] (前回・福岡県調査比較)



資料：2021(令和3)年 福岡県人権問題に関する県民意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 異文化理解・多文化共生のための教育・啓発

相互理解の促進のために、交流イベント等を通して異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重する開かれた地域社会を目指します。

在住外国人に対する正しい理解のための啓発や学習機会の拡充に努めます。

2) 外国人への情報提供と事業主への啓発

在住外国人へ配慮した各種情報の多言語化での発信や相談体制の周知・啓発に努めます。

また、外国人を雇用する事業主に対して、適正な雇用及び労働環境の整備促進に向けて広報・啓発を行います。

7. 性的マイノリティに関する問題

(1) 現状と課題

性的マイノリティとは、性的指向や性自認がいわゆる少数派であることの総称です。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。また、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念であり、「こころの性」と呼ばれることもあります。近年では、性的指向及び性自認を表す言葉として、LGBTQ^{*1} や SOGI^{*2} といった言葉もあります。

性的マイノリティの人々は、少数派であるために、偏見や差別を受けてきました。周囲の無理解が社会生活を制限していること等、精神的な苦痛を受ける状況があります。また、日本では同性カップルの婚姻が法的に認められていないため、病院での手術の同意や遺産相続、住宅の賃貸借契約等でさまざまな困難に直面しています。

国では、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障がい者^{*3} であって、一定の条件を満たす場合は、戸籍上の性別を変更し、婚姻することもできるようになりました。2008（平成20）年の改正法によって条件は緩和されました。

学校においては、2015（平成27）年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知し、性別違和を含めた、性的マイノリティの子ども全体への対応を求めています。

また、2023（令和5）年に性的マイノリティへの理解を促進することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。

福岡県では、2022（令和4）年にパートナーシップ宣誓制度^{*4}を導入し、双方又は一方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生をともにすることを誓う「宣誓書」を県に提出し、県が「パートナーシップ宣誓書受領書カード」を交付する宣言を行うことで、県の行政サービスが受けられるようになりました。

今回調査では、性的マイノリティの人権問題としては、「性的マイノリティに対する理解が足りないこと」43.8%、「性的マイノリティであることで差別的言動を受けること」38.0%、「同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること」34.8%などが上位となっています。福岡県調査と比べ、「性的マイノリティであることで差別的言動を受けること」「職場や学校で嫌がらせをされること」「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「就職や職場で不利な扱いを受けること」「アパートなどの住居への入居が難しいこと」などが低くなっており、性的マイノリティが受ける

差別や人権侵害についてのイメージがやや限定的であることがうかがえます。

現在ある人権上の問題については、全体的に女性に比べて男性の回答率が低い傾向がみられ、特に性的マイノリティの人権問題についてはその傾向が顕著です。性別や年齢によって人権問題への関心に差があると思われることから、教育・啓発を行うにあたっては幅広い対象に向けて実施する必要があります。また、「わからない」が25.8%と高くなっており、これらの問題を身近な問題として感じられていない人が多いことがうかがえます。人権問題について認識できていないことが差別的言動につながる場合もあり、身近な人権課題についてさまざまな場や機会を活用して啓発を進めることが重要です。

※1 LGBTQ

性的マイノリティの人たちの総称で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、及びクィアまたはクエスチョニングの頭文字からなる

※2 SOGI

性的指向と性自認の頭文字をとった言葉で全ての人が持つ属性を表す

※3 性同一性障がい者

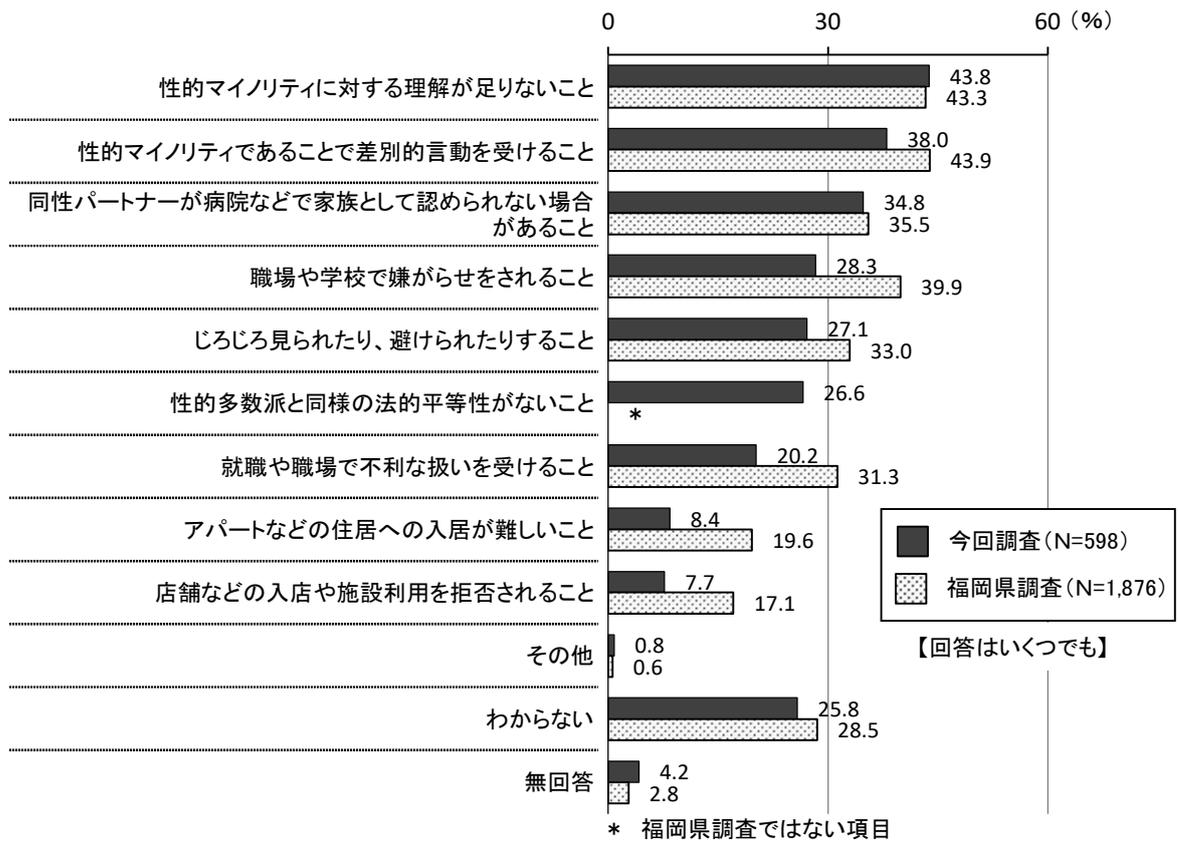
WHOは2019年心と体の性が一致しない「性同一性障害」を「精神障害」の分類から除外し、その名称を「性別不合」とした。現在では、「性別違和」「性別不合」と呼ばれる

※4 パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いをパートナーとして相互に協力し合う関係であることを地方公共団体に対して宣誓するもの

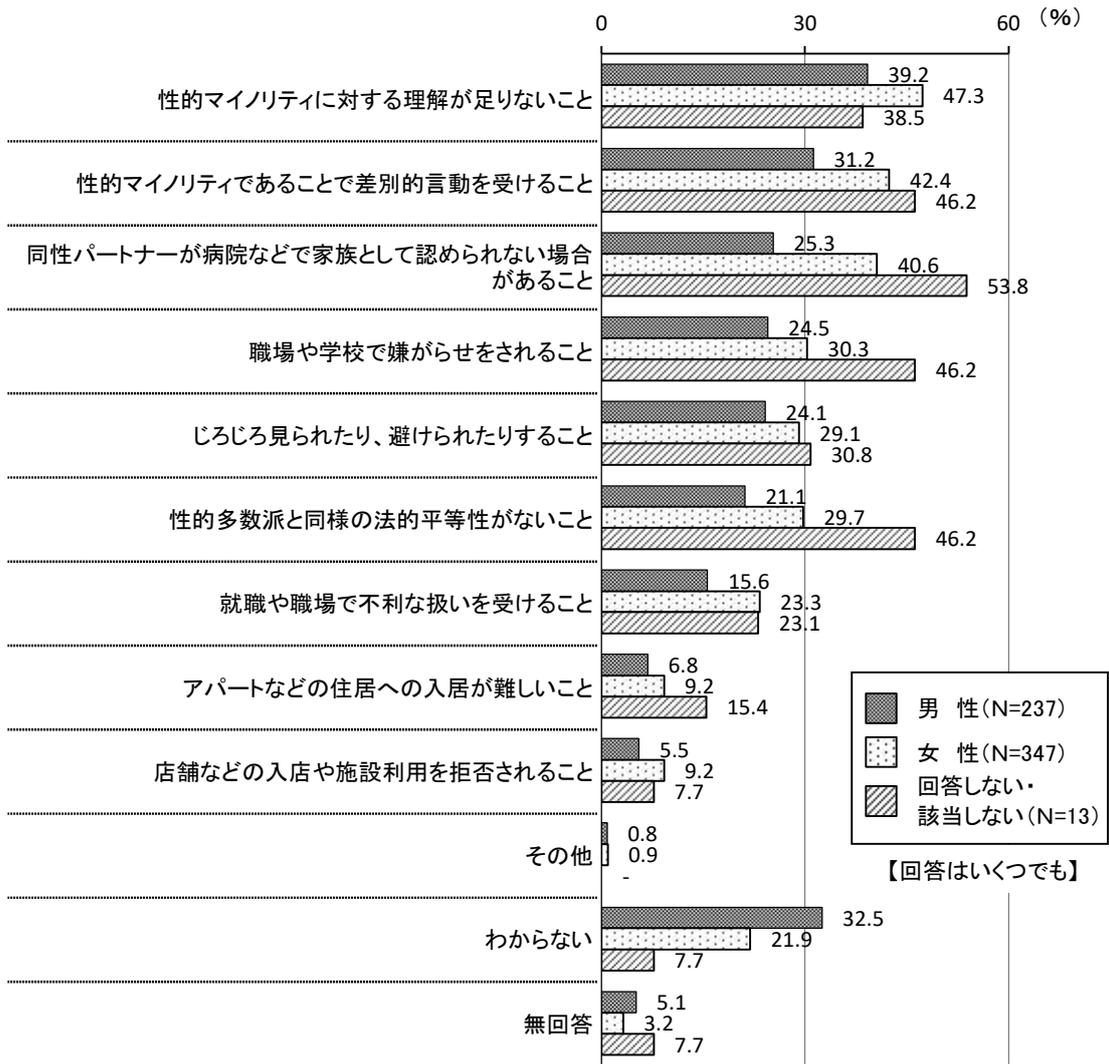
同性同士の婚姻は法的に認められておらず、二人の関係が法的に保障されるものではないが、地方公共団体は宣誓した二人の関係を認め、宣誓書受領証を発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度

図表 18 性的マイノリティに関して現在ある人権上の問題 [全体] (福岡県調査比較)



資料：2021(令和3)年 福岡県人権問題に関する県民意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

図表 19 性的マイノリティに関して現在ある人権上の問題〔性別〕



資料：2024（令和6）年 遠賀町町民意識調査

（2）教育・啓発の施策の方向性

1）性の多様性に関する正しい知識と理解の促進

性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を無くすために講演会や研修の開催、啓発資料の配布などさまざまな手法による啓発を推進します。

2）学校における性の多様性に関する教育

学校における教職員及び児童生徒の性的マイノリティの適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

8. インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの暮らしを格段に便利なものとし、今や日常生活に欠かせないものとなっています。最近では、スマートフォンやタブレットの普及により大人はもちろんのこと、子どもの利用も増えています。

しかし、インターネットは便利な反面、匿名性や情報発信の容易さから個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権にかかわる問題が発生しています。また、自画取り被害、なりすまし被害、課金トラブルなど子どもも被害にあう事案も発生しています。

国は被害者に対する救済対策として、2002（平成14）年にプロバイダが負う責任の範囲や情報発信者の情報開示を請求する権利などを定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行しました。近年、SNS やインターネット場での誹謗中傷等が深刻化していることから、2021（令和3）年に改正されました。ほかにもインターネットに関する法整備が進み、犯罪から児童を守る取り組み等、さまざまな対策を講じています。

今回調査では、「インターネットの匿名性を利用し、普段は言えない他人への悪口を言うてしまうことが人権侵害にあたるか」との設問に対し、前回調査とほぼ同じ結果でした。「人権侵害にあたる」が77.4%と最も高くなっていますが、「一概にはいえない」は13.0%、「人権侵害にあたらない」は1.5%、「わからない」は5.5%となっており、インターネットによる人権侵害について、正しい知識・理解を深めるための教育・啓発が必要です。（P.50 図表 20 参照）

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 学校におけるインターネットに関する教育

児童生徒が、被害者にも加害者にもならないために、個人情報及びプライバシーの重要性について、インターネット利用時のマナーやルールなど、ネットリテラシー^{※1}に関する教育と保護者への啓発を行います。

2) インターネットなどを介した人権侵害防止に向けた啓発

インターネットによる人権侵害について、インターネットサービスプロバイダや法務局の常設相談所に相談できることの周知を行います。また、インターネットやSNSの利用者一人ひとりがルールやマナーを守り、ネットリテラシーを身につけるための啓発を行います。

※1 ネットリテラシー

インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力を意味する

9. さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

前述の人権問題の他にも、次にあげるさまざまな人権問題が存在しています。それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を行うことが必要です。

①アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々への理解を深める教育・啓発が必要です。

②感染症に関連する問題

新型コロナウイルス感染症は、2019（令和元）年12月に確認され、人々の生活に大きな影響を及ぼしました。その中で、不安や恐れも相まって不確かな情報や知識、思い込みにより感染者やその家族、医療従事者等に対して偏見や差別が生じています。正しい知識と理解の普及を図る必要があります。

HIVは、性的接触に留意すれば感染する可能性はほとんどなく、早期発見及び早期治療により日常生活が可能です。しかし、自分には無関係な一部の人の病気という意識が根強く残っており、予防行動が適切に行われず、感染者の増加を招いたり、感染者への偏見や差別を助長したりする一因となっています。人権問題としてだけでなく、性感染症の問題として性教育にも取り組む必要があります。

③ハンセン病患者・元患者やその家族の人権

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染しても発病することは極めてまれで、万一発病しても、現在では治療法も確率し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。しかし、ハンセン病にかかった患者・元患者やその家族が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

今後もハンセン病に対する正しい理解を深めるための教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

④刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

本人に更生の意欲があっても、地域社会の偏見や差別意識がある場合は、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあります。社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、周囲の人々の理解と協力が必要です。

⑤犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的・経済的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により、人権やプライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深める必要があります。

⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮により拉致されました。拉致問題は、わが国の主権に対する侵害であるとともに、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。2011（平成23）年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加され、解決に向けた取り組みへの理解と支援が必要とされています。引き続き、この問題に対する正しい理解と認識を深めるために啓発活動に取り組んでいく必要があります。

⑦ホームレスの人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、食事の確保や心身の健康面での不調等、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在します。一方で、公共空間で生活することで、地域住民とのあつれきも生じています。さらに嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害の問題が起こっています。ホームレスの人たちの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

⑧人身取引の問題

人身取引とは、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービスを強要する性的搾取、労働を強要する労働搾取、臓器の摘出を目的とする等のトラフィッキングと呼ばれる重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者を救うためには、私たち一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、進んで対応をとる必要があります。そのために人身取引の啓発とともに、被害者を保護する仕組みがあることについても周知する啓発が必要です。

⑨災害と人権

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波に伴い発生し

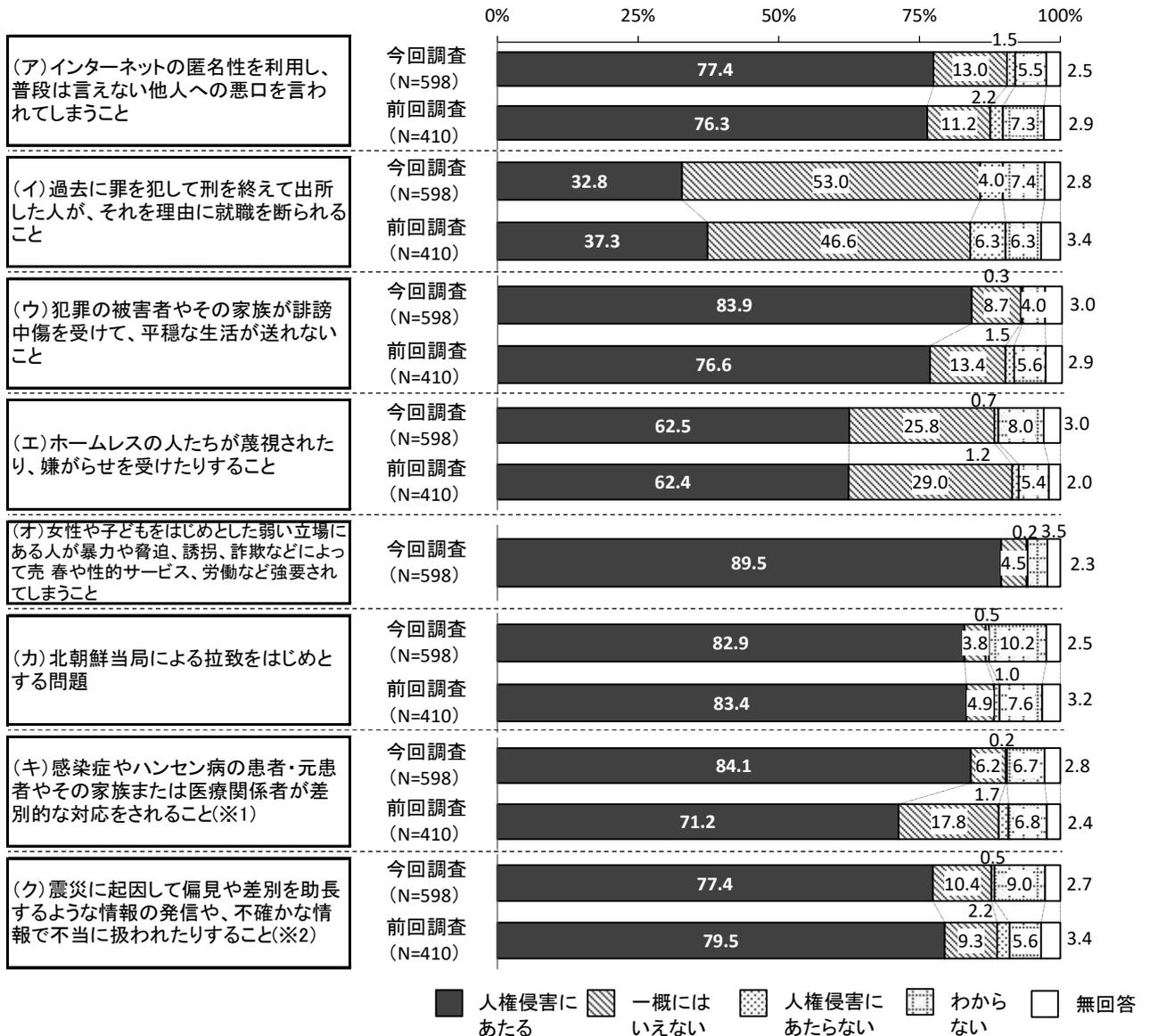
た東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの人々が避難生活を余儀なくされました。そのような中、放射線被ばくについての風評等によって、差別的取り扱い等の人権問題が発生しました。

また、2016（平成28）年に発生した、熊本地震においては、避難や避難所運営において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が認識されるなど、人権に配慮した支援が求められています。

今回調査で、8つの項目について、人権侵害にあたると思うかどうかをたずねた質問では、「女性や子どもをはじめとした弱い立場にある人が暴力や脅迫、誘拐、詐欺などによって売春や性的サービス、労働など強要されてしまうこと」「感染症やハンセン病の患者・元患者やその家族または医療関係者が差別的な対応をされること」「犯罪の被害者やその家族が誹謗中傷を受けて、平穏な生活が送れないこと」「北朝鮮当局による拉致をはじめとする問題」などは8割超人が「人権侵害にあたる」と回答しています。一方、「過去に罪を犯して刑を終えて出所した人が、それを理由に就職を断られること」は「一概にはいえない」が「人権侵害にあたる」を大幅に上回ったほか、「ホームレスの人たちが蔑視されたり嫌がらせを受けたりすること」も「人権侵害にあたる」が約6割と相対的に低くなっています。

前回調査と比べると、「感染症やハンセン病の患者・元患者やその家族または医療関係者が差別的な対応をされること」を「人権侵害にあたる」とした人が約13ポイント増加しました。前回調査では「エイズやハンセン病等の感染症にかかった患者・元患者が日常生活でさけられることは」という設問でしたが、いわゆるコロナ禍を経て、感染症を理由とした差別がより身近な問題として感じられるようになったことがうかがえます。逆にいえば、自分にとって身近に感じられない問題に関しては人権侵害と認識しにくいことが示唆されています。社会における人権課題を他人事としてとらえてしまわないよう、教育・啓発の手法や内容を工夫することが重要です。

図表 20 人権侵害についての考え [全体] (前回調査比較)



※1 前回調査は「エイズやハンセン病等の感染症にかかった患者・元患者が日常生活でさげられることは」

※2 前回調査は「東日本大震災による被災地からの避難者が偏見や差別により、安心した生活が送れないことは」

資料：2013(平成25)年 遠賀町人権意識調査
2024(令和6)年 遠賀町町民意識調査

(2) 教育・啓発の施策の方向性

1) 人権問題の正しい知識の教育・啓発

上記のさまざまな人権問題について、正しい情報が伝わらず、誤解や偏見を招いている場合があります。国の施策を踏まえて、人権問題の正しい知識の教育・啓発を進めます。

1. 推進体制

(1) 全庁的な体制による推進

本基本計画に基づく人権教育・啓発の推進にあたっては、人権問題の所管課にとどまることなく、全庁的な取り組みを展開していきます。

また、多様化する人権問題に総合的かつ効果的に対応していくため、定期的を開催している「遠賀町人権教育・啓発推進ワーキングチーム会議」において関係課の連携や情報の共有化を図っていきます。

さらに、「第6次遠賀町総合計画」及び関係する各種個別計画との連携を図り、効果的に施策を展開します。

(2) 関係機関などとの連携

人権教育・啓発の推進のため、小・中学校、保育所、幼稚園などの関係機関や遠賀町人権教育推進協議会や遠賀町学校人権教育研究協議会などの団体と連携を深め、情報の共有化、啓発事業の共同開催等を図り、啓発・研修・研究・相談等の有効かつ計画的な教育・啓発の推進に努めます。

また、人権尊重の理念の広がりを図るため、遠賀町内で活動する各種団体等をはじめ町民それぞれが展開する人権尊重のための自発的活動を促進していきます。

(3) 国、県、他市町村との連携

本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や交流を図ることで人権に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

2. 計画の進行管理・評価改善

本基本計画の目標を具現化するものとして、「遠賀町人権教育・啓発実施計画」を策定します。毎年度、実施計画の進捗状況を遠賀町人権教育推進協議会に報告、ホームページにて公開し、進行管理を行います。実施状況及び人権を取り巻く情勢の変化に応じて改善を図ります。また、町民の意識や実態、地域の実情の変化に沿った人権教育・啓発が行えるよう、必要に応じて人権意識調査を実施します。

遠賀町人権教育・啓発基本計画

発行年月：令和7年3月

発行者：遠賀町住民課協働人権係

〒811-4392

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL：093-293-1242